

第3期

大槌町地域福祉推進計画

—地域福祉計画・地域福祉活動計画—



令和4年9月

大槌町

大槌町社会福祉協議会

はじめに

本町では、平成 28 年度策定の「第 2 期大槌町地域福祉推進計画」において、地域の皆さま一人ひとりが、安心して生きいきと暮らしていけるよう地域福祉を推進してまいりました。



しかしながら、本町におきましても、少子高齢化・人口減少の進展による核家族化、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しております。

また、家族や地域が互いに支え合う意識や地域のつながりが希薄になりつつあるなかで、高齢者が孤立する問題や子育てへの不安の増大、さらには、ひきこもり、生活困窮者の増加、災害時の要支援者の避難支援など地域の福祉課題は複雑・多様化しており、福祉を取り巻く環境は、一層の厳しさを増し、これまでの公的サービスだけでは対応が困難な状況であると感じております。

こうした課題に対応するためには、町の取り組みや個人や家族の取り組みだけでなく、町民と地域の関係団体、町が話し合いを深めながら、地域において、共に支え合い、助け合う地域福祉の機能を一層高めていく必要があります。

そこで、今回第 2 期計画の期間が満了したため、「第 3 期大槌町地域福祉推進計画」を策定いたしました。前計画の将来像・基本理念を継承し、「みんなが生きいきと笑顔で暮らせるまち おおつち」を将来像に掲げ、「支え、支えられ 安心と生きがいを育む 地域福祉」という基本理念のもと、3つの基本目標を設定し、さまざまな悩みや困りごとを他人事ではなく我が事としてとらえ、地域の中でお互いに支え合いながら、誰もが笑顔で暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

なお、今回も町と大槌町社会福祉協議会において、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標掲げ、それぞれの立場において、役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら地域福祉を進展させていくため、大槌町社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と併せて策定し、一体的な推進を図ってまいります。

結びに、本計画策定にあたり、ご尽力いただきました「大槌町地域福祉推進計画策定委員会」の委員の皆さまをはじめ、大槌町地域福祉推進計画策定のためのアンケート調査や関係団体ヒアリングなどにおいて貴重なご意見やご提言をいただきました、町民および関係機関の皆さまに、心から御礼を申し上げますとともに、今後とも計画の推進に対しまして、御支援と御協力を賜りますようお願いいたします。

令和 4 年 9 月

大槌町長 平野 公三

策定にあたって

近年、超少子高齢化や核家族化などの進展により、家族や地域で支え合う力の弱体化や住民相互の繋がりが希薄化する中で、社会的孤立、生活困窮、ひきこもりなど、地域住民が抱える課題も複雑化・複合化し、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。



こうした中、誰もが住み慣れた地域で安心して健やかに暮らしていくためには、行政・地域住民・福祉関係事業者・ボランティアなどによる地域福祉活動を推進することが、これまで以上に重要になっています。

これまで、大槌町社会福祉協議会では、地域での生活や福祉課題の解決に向け、平成28年度に「第2期大槌町地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の推進に努めてまいりました。

今回の地域福祉活動計画は、地域福祉を推進していく上での理念や方向性を共有するため、大槌町の「地域福祉計画」と一体化して策定することにいたしました。

地域福祉の課題やニーズは、地域の中にあり、それを的確に解決する方法も地域の中にあると思います。地域福祉の推進主体であります町民の皆様には、今後も引き続き積極的な福祉活動をお願い申し上げます。

基本理念である「支え、支えられ 安心と生きがいを育む 地域福祉」をもとに、「みんなが生き生きと 笑顔で暮らせるまち おおつち」を将来像に掲げ、大槌町とも連携を図りながら、地域福祉の一層の充実のために、町民の皆様とともに、本会が一緒になって更なる取り組みを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただいた策定委員会委員の皆様や町民アンケートにご協力を頂いた町民の皆様、そしてヒアリングにご協力いただきました関係団体の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和4年9月

大槌町社会福祉協議会
会長 徳田 信也

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の概要.....	1
2 地域福祉と「自助」、「互助」、「共助・公助」.....	3
3 計画の位置づけと計画の期間.....	4
4 計画の策定体制.....	7
第2章 大槌町の現状	9
1 人口や世帯等の状況.....	9
2 地域の状況.....	17
3 アンケート調査結果等.....	20
第3章 計画の基本的な考え方	29
1 基本理念.....	29
2 基本目標.....	30
3 計画の体系図.....	31
第4章 地域福祉の推進に向けた取り組み	33
基本目標1 地域で福祉を支える仕組みづくり.....	33
1 地域福祉意識の醸成.....	33
2 地域のふれあい、交流の推進.....	34
3 地域活動やボランティア活動の活性化.....	35
4 地域福祉を担う人材育成.....	36
5 社会参加と生きがいつくりの推進.....	37
基本目標2 必要な支援を受けられる体制づくり.....	38
1 情報提供・総合的な相談支援体制の充実.....	38
2 福祉サービスの充実と質の向上.....	39
3 権利擁護の推進【成年後見制度利用促進基本計画】を含む.....	40
4 生活困窮者自立支援対策の推進.....	42
5 子育て支援の充実.....	43
基本目標3 安全・安心に暮らせる地域づくり.....	44
1 地域福祉のネットワーク強化.....	44
2 健康づくりの推進.....	45
3 ひとにやさしいまちづくりの推進.....	46
4 防災・防犯対策の推進.....	47

第5章 地域福祉活動計画	49
社会福祉協議会の活動計画　～地域福祉活動計画～	49
1 地域福祉活動計画の趣旨	49
2 社会福祉協議会の現状と課題	49
3 活動計画	51
基本目標 1 地域で福祉を支える仕組みづくり	51
基本目標 2 必要な支援を受けられる体制づくり	56
基本目標 3 安全・安心に暮らせる地域づくり	61
4 地域福祉を推進するための基盤整備	63
第6章 計画の推進にあたって	65
1 計画の推進体制	65
2 進行管理	67
資料編	69
1 地域福祉推進計画策定委員会設置要綱	69
2 策定委員名簿	71

第1章

計画の策定にあたって

1 計画の概要

(1) 計画の趣旨と背景

近年、少子高齢化や核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域における人間関係の希薄化、安全・安心に対する意識の高まりなどを背景に、地域住民一人ひとりの福祉ニーズが多様化し、既存の福祉制度や公的サービスのみでは十分に対応できない状況となっています。また、一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050 問題や、介護と育児のダブルケアなど）、ひきこもりなど地域から孤立している状態など、地域住民が抱える課題が複雑化しています。

一方で、福祉サービス分野で活躍する従事者の成り手不足や、地域福祉分野において活躍が期待される地域住民の次世代の育成が困難な状況にあります。

このように、「支える側」の減少と「支えられる側」の増加、さらには課題の多様化・複雑化が進んでいる現状においては、「支える側」の力に頼るだけでは課題の解決が困難です。地域住民や関係団体、行政などが協力し、「支える側」「支えられる側」という関係を越えて、町民一人ひとりが支え合うことが大切です。

国は、高齢者や障がい者、子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱しました。さらに、「地域共生社会」の実現に向けて平成 29 年に社会福祉法を改正し、「地域福祉計画」を福祉の各分野の上位計画として位置付けるとともに、策定を努力義務とするなど、地域福祉の重要性を改めて示しました。

また、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和 3 年 4 月施行）では、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築に向けた取り組みを進めています。

現在、本町では、町と社会福祉協議会の連携だけでなく、事業所、関係機関などとの協力のもと、地域福祉の推進を図ってきましたが、今後も高齢者だけでなく、子どもや障がい者などすべての町民一人ひとりが、制度・分野を超えて『我がこと』として参画し、『丸ごと』つながり、地域で生きがいを持って暮らしていける「地域共生社会」の実現に向けて、さらなる連携強化を進めていきます。

本計画では、全計画から目指すべき将来像である「みんなが生きいきと 笑顔で暮らせるまち おおつち」と基本理念である「支え、支えられ 安心と生きがいを育む 地域福祉」を継承し、地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進計画を策定するものです。

(2) 地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会とは、制度・分野ごとの縦割りや「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が自分のこととして参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、町民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

地域共生社会の実現に向けては、地域の力を強め、その持続可能性を高めていくことが必要であり、地域が直面する課題を共有し、他計画等の取り組みと地域福祉を推進する取り組みを結びつけながら、地域づくりやそのための仕組みづくりなどを推進することが求められます。

また、その過程で、高齢者や障がい者への支援、子ども・子育て支援など、各分野で制度的な対応を着実に進めるとともに、制度の狭間にある課題を解決していくことが求められることから、本計画は、地域共生社会の実現をめざすための推進計画として位置づけ、取り組みを推進します。

「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格

■ 地域課題の解決力の強化

- ・ 住民同士の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備
- ・ 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築
- ・ 地域福祉計画の充実

■ 地域を基盤とする包括的支援体制の強化

- ・ 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築

■ 地域丸ごとのつながりの強化

■ 専門的人材の機能強化と最大限の活用

※包括的な支援体制の整備：対応が難しい複雑な課題を包括的に受け止める総合的な相談支援のこと

2 地域福祉と「自助」、「互助」、「共助・公助」

(1) 地域福祉とは

「高齢者福祉」はお年寄りを、「障がい福祉」は身体等に障がいのある方を、「児童福祉」は子どもを対象とした福祉の取り組みです。「地域福祉」とは、これらの様々な福祉を「地域」の中で、行政だけでなく、大槌町に住んでいるみなさまも「福祉の担い手」になっていただき、地域での助け合いをしながら地域全体の「福祉」の向上を図る取り組みのことです。

(2) 「自助」、「互助」、「共助・公助」の考え方

地域福祉の推進にあたっては、「自助」、「互助」、「共助・公助」の視点が重要なポイントです。

自分たちの生活をより豊かで安心できるものとするためには、自分たちの住んでいる地域のことをよく理解している住民自らの手による地域福祉活動の実践が求められます。その際には、自分でできることは自分で行う「自助」、近隣や地域、町民同士で支え合い、助け合う「互助」が求められます。

一方、町民の活動やボランティアによる取り組みが主体的に推進されるよう、その仕組みづくりや支援を行う「共助・公助」が行政の役割です。



自助

町民一人ひとりができること

- 普段からお互いにあいさつや困っている人へ声かけをする。
- 日常生活の中でボランティアや地域活動へ関心を持ったり、参加したりする。



互助

隣近所・地域のみんでできること

- 介護や子育てなど、地域で気軽に話し合える場を持つ。
- 地域活動の情報を発信する。
- 隣近所で支え合う。



共助・公助※

行政が取り組むこと

- 地域における見守りや支え合い活動を推進する。
 - ボランティアの養成を進める。
 - 総合的な福祉サービスの供給体制を整備する。
 - 行政施策へ住民参加を促進する。
- ※共助は制度化された相互扶助（医療、年金、介護保険、社会保険制度など）、公助は公的な仕組み

3 計画の位置づけと計画の期間

(1) 計画の法的根拠と役割

①地域福祉計画

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、地域の助け合いによるまちづくりを推進するため、地域福祉を推進する上で基本的な理念を明らかにし、その実現のための基盤や役割づくりなど総合的な方向性を示した計画となります。

○社会福祉法第107条

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 包括的な支援体制の整備に関する事項（社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）

②地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、本町では大槌町社会福祉協議会が、上記の理念や仕組みを踏まえつつ、地域住民や関係機関と連携・協働し地域福祉を推進するための具体的な取り組みをまとめた計画となります。

○社会福祉法第109条

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定

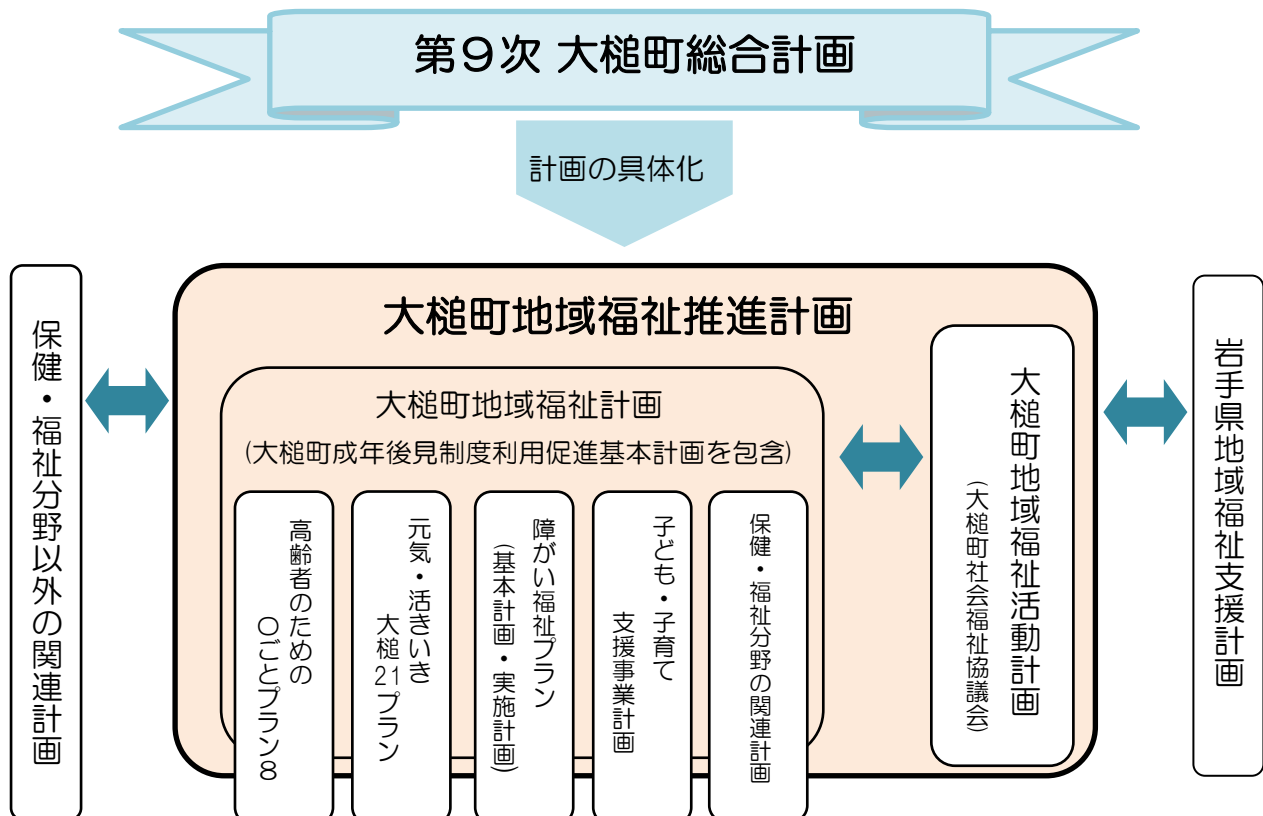
地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げ、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら地域福祉を進展させていく、言わば、車の両輪となるものです。本町においては、「理念・基盤・仕組み」づくりである「地域福祉計画」と、それらを実現するための地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。一体的に策定することで、それぞれの内容の共有や、支援する施策を相互に盛り込むなどの密接な連携を図ることができます。

また、本計画は、地域福祉との一体的な展開が求められる、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するものです。

(3) その他関連計画

本計画は福祉に関する総合的な計画として、関連する分野別計画との連携を図りつつ、地域福祉の視点から横断的に施策の推進を図り、包括的な支援体制の構築をめざします。

■ 計画の位置づけ



(4) 計画期間

この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、町を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

■各計画の計画期間

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
関連諸計画												
総合計画	第9次大槌町総合計画											
地域福祉計画		第2期計画		本計画（令和4年度～令和8年度）								
障がい福祉プラン （障がい者計画） （障がい福祉・障がい児福祉計画）			第3期計画					第4期計画				
				第6期計画・第2期計画				第7期計画・第3期計画				
老人福祉計画・介護保険事業計画				第8期計画			第9期計画		第10期計画			
子ども・子育て支援事業計画				第2期計画				第3期計画				
健康増進計画			第2次計画					第3次計画				
食育推進計画			第2次計画					第3次計画				

4 計画の策定体制

(1) 大槌町地域福祉推進計画策定委員会の設置

地域福祉に関する事項を審議するため、地域組織代表や福祉に関する団体の代表等で構成する策定委員会を設置しました。

(2) アンケート調査

地域福祉に関する実態や町民の意識を把握するため、令和4年2月に町内在住の20歳以上の男女、1,500人を無作為に抽出して「地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

■ アンケート調査の回収数

	配布数	回収数【率】	無効回答数	有効回答数【率】
町 民	1,500 件	639 件 【 42.6% 】	1 件	638 件 【 42.5% 】

※信頼度 95%、標本誤差 5%とした場合の必要サンプル数 301 件を上回っています。

(3) ヒアリング調査

福祉分野の関係団体、機関に対し、活動状況や課題等を把握するため、令和4年5月から6月にヒアリング調査を実施しました。

(4) パブリックコメント

本計画の策定にあたり、広く町民から意見を求めるため、令和4年6月にパブリックコメントを実施しました。

第2章

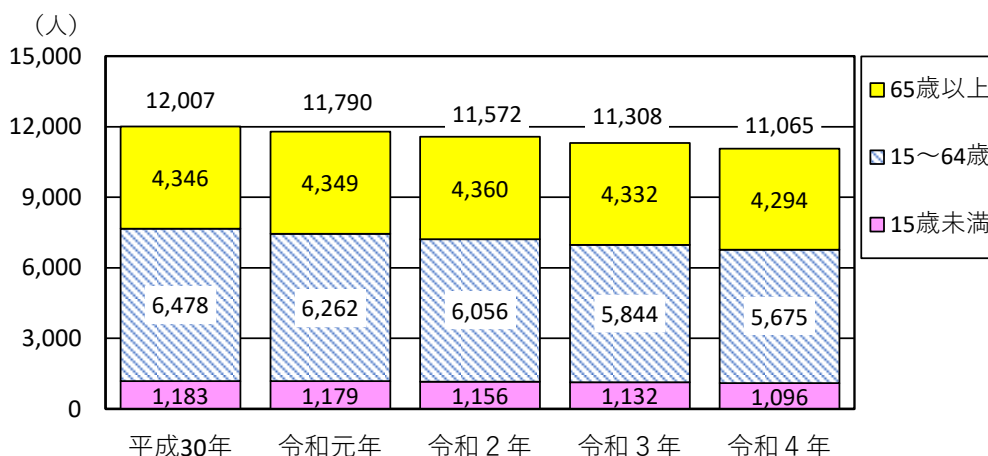
大槌町の現状

1 人口や世帯等の状況

(1) 人口の推移

町の総人口は年々減少しており、平成30年は12,007人でしたが、令和4年では11,065人となっており、人口が1割程度減少しています。

■人口の推移

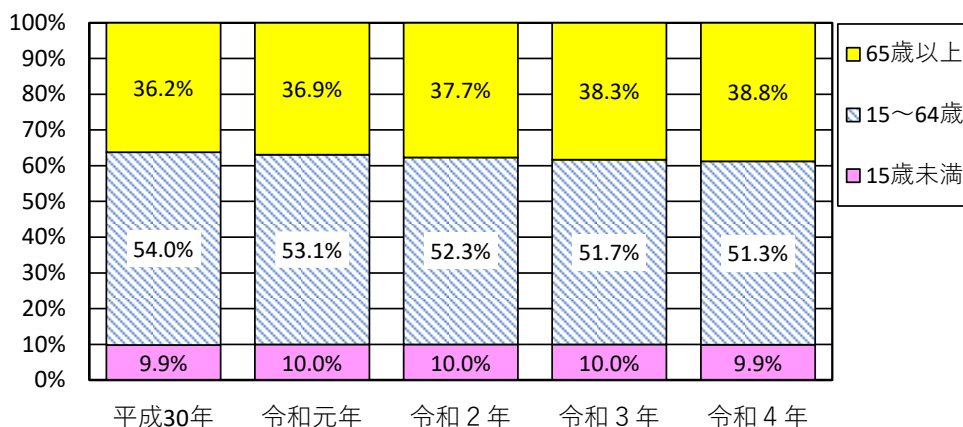


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 人口構成比の推移

年齢3区分の人口構成の推移をみると、0歳から14歳までの年少人口は概ね横ばい、15歳から64歳までの生産年齢人口が減少する一方、65歳以上の高齢者人口は増加しており、全人口の4割近くが高齢者となっています。

■年齢3区分人口構成比の推移

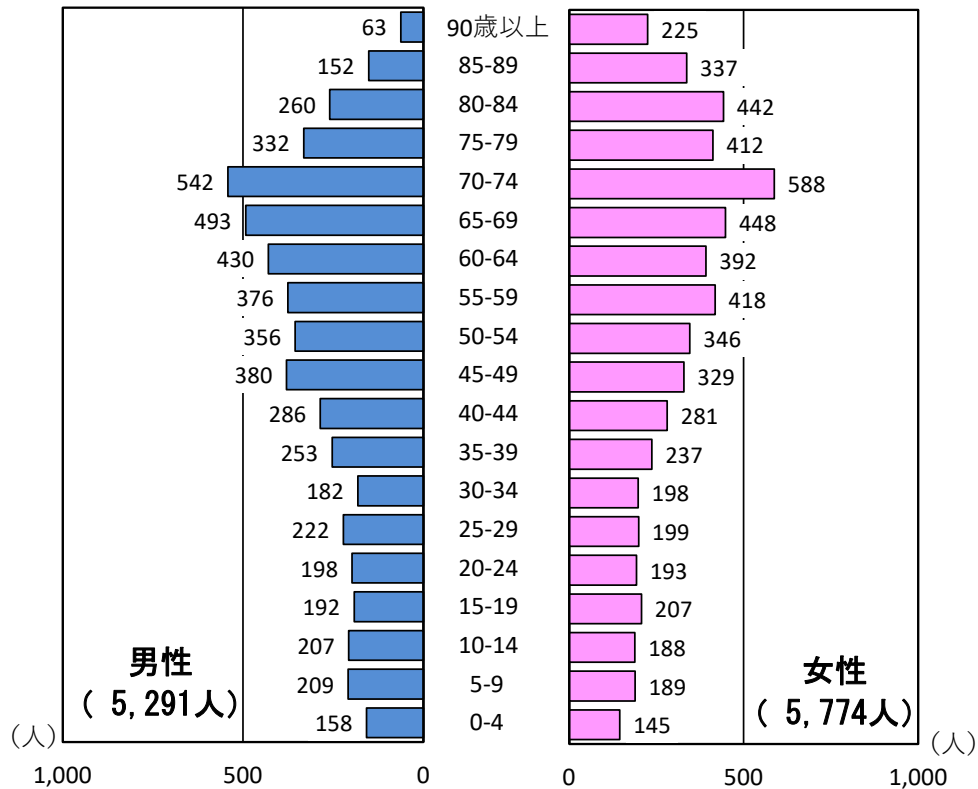


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 人口ピラミッド

令和4年4月1日現在での人口ピラミッドをみると、男女ともに「70-74 歳」が最も多く、次いで「65-69 歳」が多くなっています。さらに、ピラミッドの下部の年少人口をみると、人数の割合が少なく、今後も人口減少が予測されます。

■人口ピラミッド

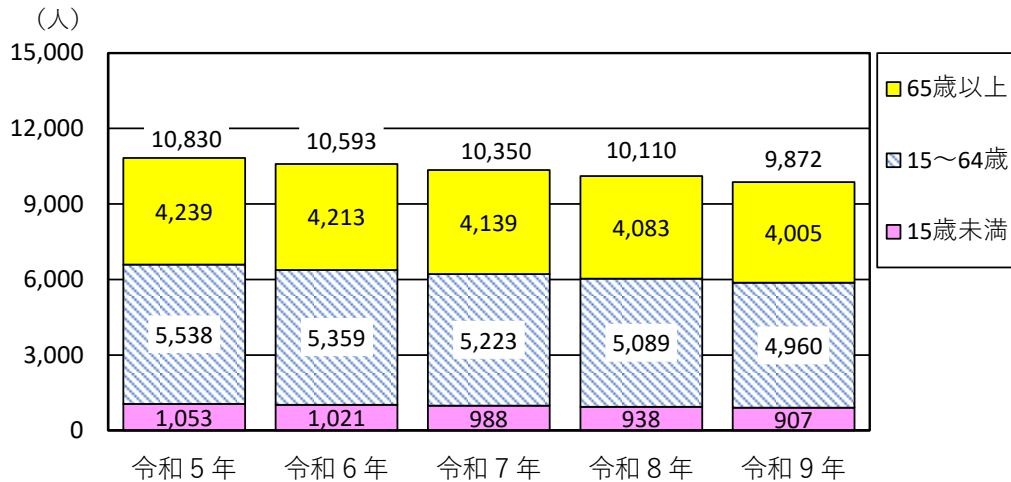


資料：住民基本台帳（令和4年4月1日現在）

(4) 人口推計

令和5年から5年間の推計人口をみると、総人口は減少傾向で推移し令和9年には1万人を切り、9,872人まで減少すると推計されます。

■人口推計

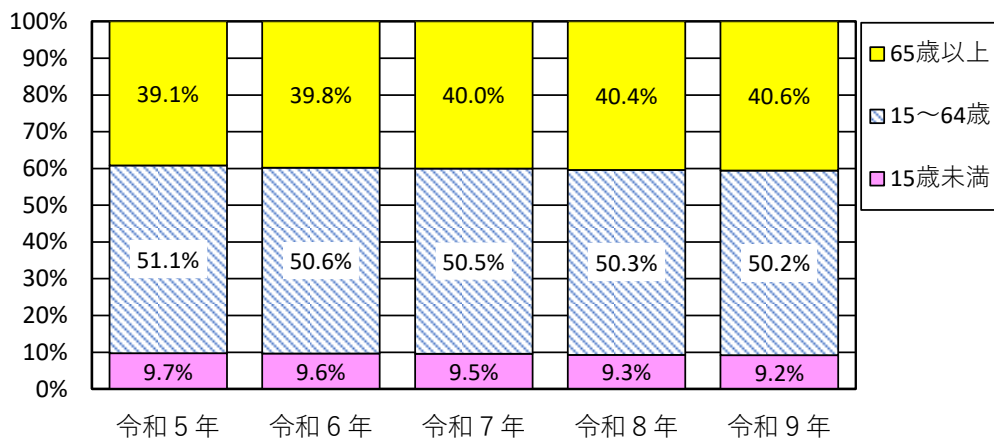


資料：平成30年～令和4年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法による人口推計

(5) 人口構成比の推計

年齢3区分の人口構成の推計をみると、年少人口、生産年齢人口の割合が減少する一方、65歳以上の高齢者人口割合は増加し、高齢化率は40.6%になると推計されます。

■年齢3区分人口構成比の推計



資料：平成30年～令和4年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法による人口推計

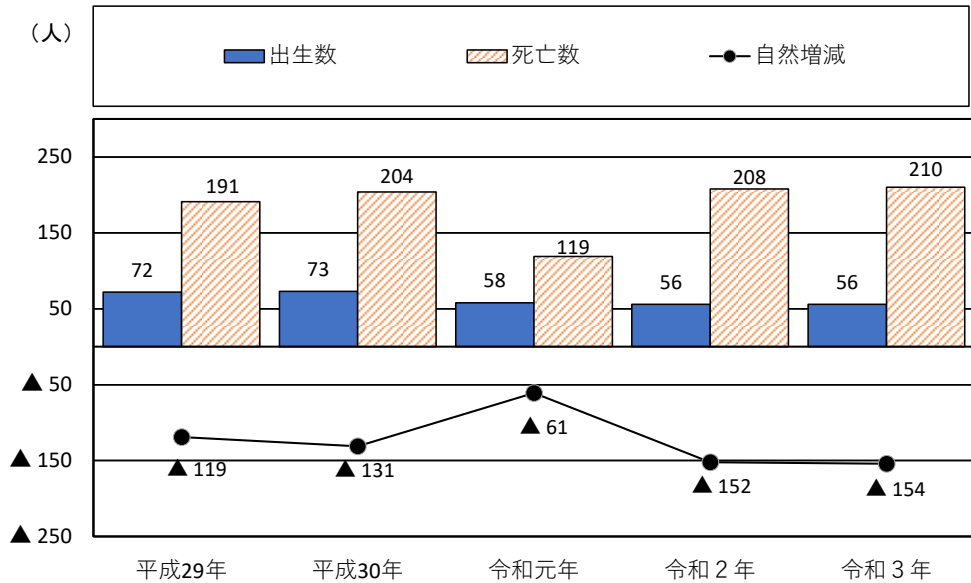
※コーホート変化率法：各コーホート（観察対象の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

(6) 人口動態

本町の自然動態について、出生数と死亡数の推移を見ると、常に死亡数が出生数を大きく上回り、令和3年ではマイナス154人となっています。

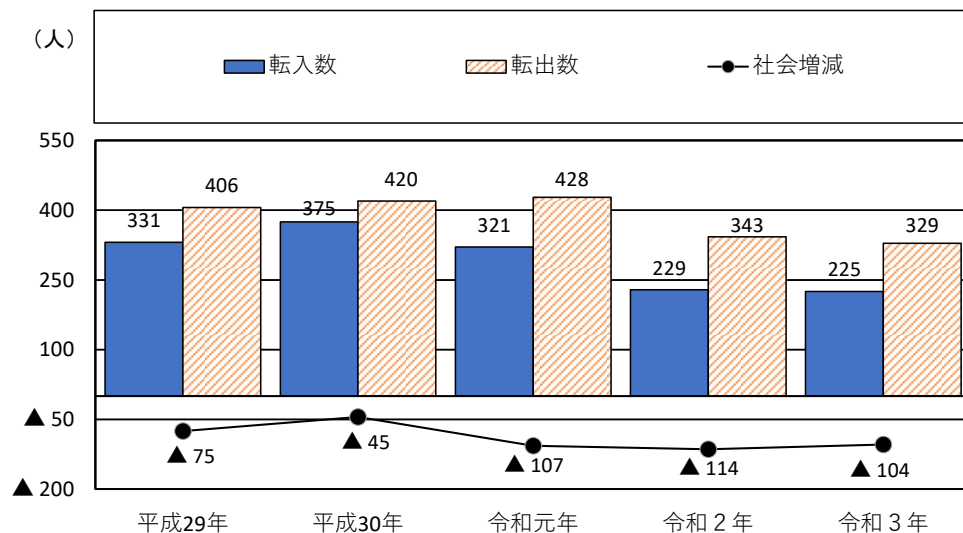
また、社会動態については、常に転出数が転入数を上回り、令和4年ではマイナス104人となっています。

■自然動態



資料：岩手県人口移動統計年報（各年10月1日現在）

■社会動態

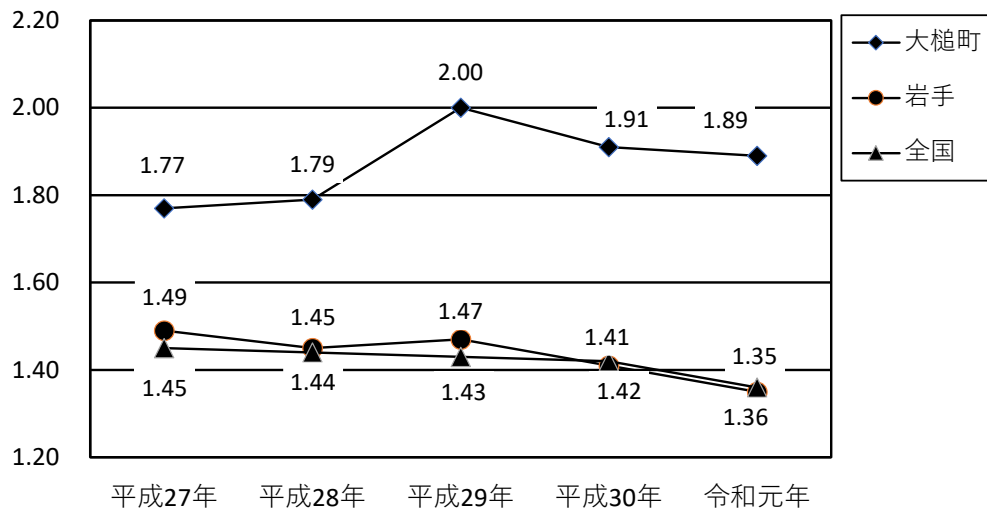


資料：岩手県人口移動統計年報（各年10月1日現在）

(7) 合計特殊出生率

合計特殊出生率をみると全国平均や県平均よりも常に高く推移しています。

■合計特殊出生率



資料：岩手県保健福祉年報

※合計特殊出生率：1人の女性が一生の間は何人子どもを産むかを推計したもの。

(8) 世帯の状況

世帯数は減少傾向にあり、令和2年では4,522世帯、1世帯あたり人員数は2.4人となっています。母子世帯数は49世帯、父子世帯数は13世帯となっています。

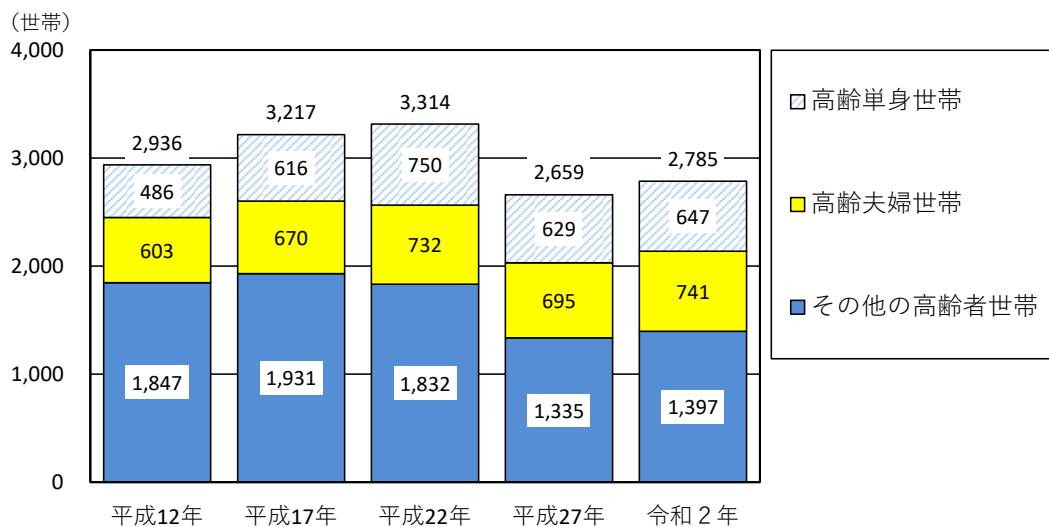
65歳以上の高齢者のいる世帯は2,785世帯となっており、そのうち647世帯が単身世帯となっています。

■世帯の状況

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	5,850	5,821	5,697	4,769	4,522
核家族世帯数 (対一般世帯数比)	3,277 56.0%	3,190 54.8%	3,056 53.6%	2,397 50.3%	2,346 51.9%
その他の親族のみの世帯数 (対一般世帯数比)	1,469 25.1%	1,377 23.7%	1,205 21.2%	762 16.0%	722 16.0%
非親族世帯数 (対一般世帯数比)	5 0.1%	10 0.2%	26 0.5%	22 0.5%	25 0.6%
単独世帯数 (対一般世帯数比)	1,099 18.8%	1,244 21.4%	1,392 24.4%	1,587 33.3%	1,426 31.5%
一般世帯人員	17,338	16,369	15,032	11,345	10,754
一世帯当たりの人員	3.0	2.8	2.6	2.4	2.4
母子世帯数	96	92	95	85	49
父子世帯数	7	15	10	16	13

資料：国勢調査

■高齢者世帯の状況

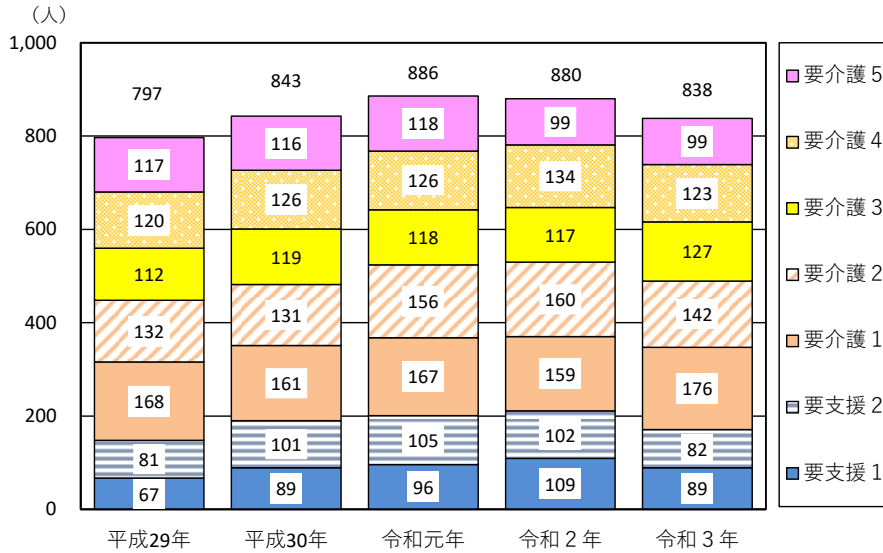


資料：国勢調査

(9) 要支援・要介護認定者の推移

要支援・要介護認定者は平成29年以降増加傾向で推移していましたが、令和元年以降は減少に転じ、令和3年には、838人となっています。要介護度別にみると、要介護1が最も多く176人となっています。

■要支援・要介護認定者の推移

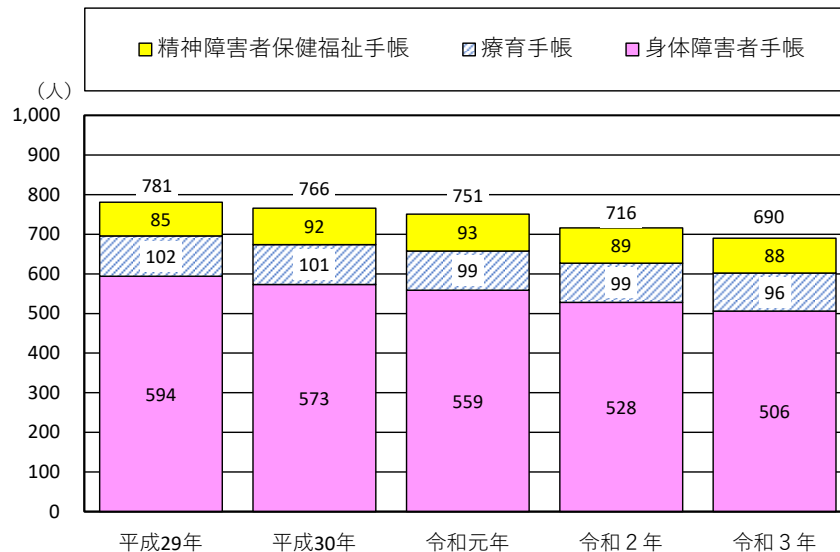


資料：介護保険事業状況報告(各年9月末日現在)

(10) 障がい者の状況

障害者手帳所持者を基準として本町の障がい者数をみると、減少傾向で推移しています。障がい種別でみると、身体障害者手帳所持者が全体の7割以上を占めています。

■障害者手帳所持者の推移

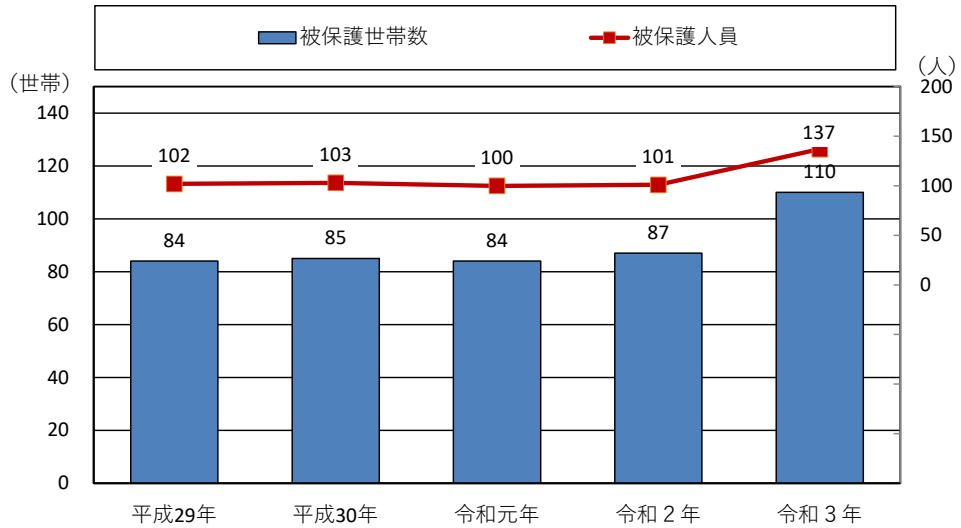


資料：健康福祉課

(11) 生活保護の状況

生活保護の状況は被保護世帯数・被保護人員ともに、平成 29 年以降概ね横ばいに推移していましたが、令和 3 年では、前年から 23 世帯増加し、110 世帯、137 人となっています。

■生活保護の状況



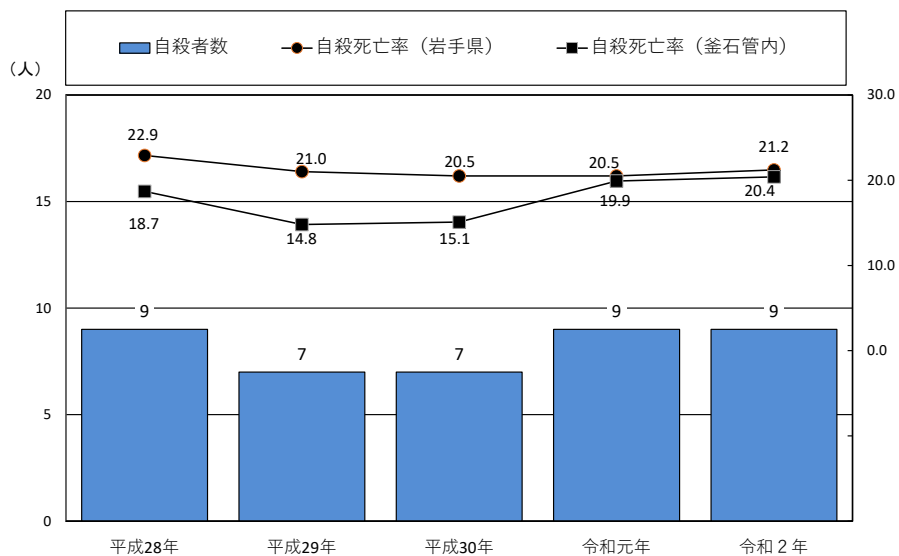
資料：健康福祉課

(12) 自殺者数の推移

町の自殺者数は、横ばいで推移しています。

釜石管内の自殺死亡率は年々上昇しており、常に県を下回っていますが、令和 2 年では、20.4 と、0.8 ポイント差となっています。

■自殺者数の推移



資料：釜石保健所

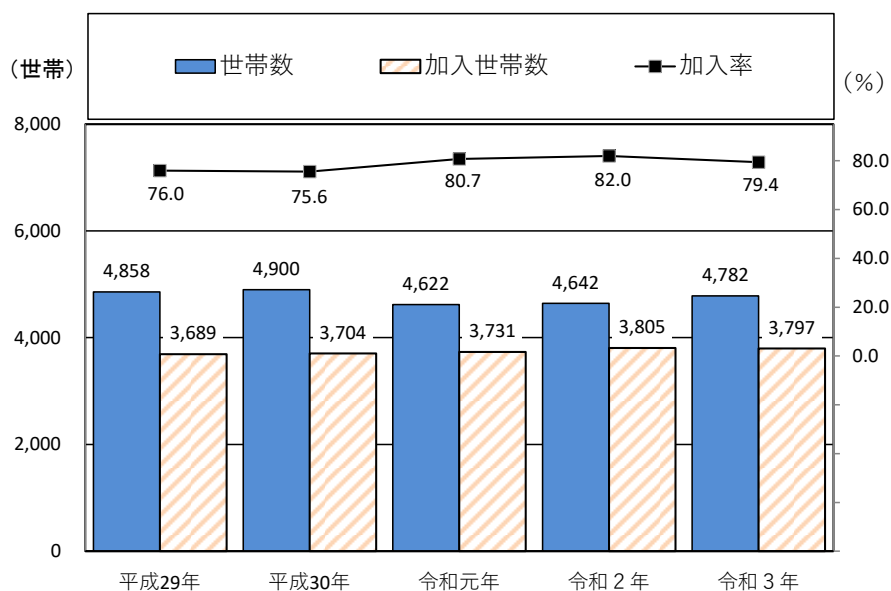
2 地域の状況

(1) 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織で、「社会福祉法」に基づき、設置されています。

社会福祉協議会は、地域に暮らすみなさまのほか、民生委員児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行っています。

■大槌町社会福祉協議会会員数の推移



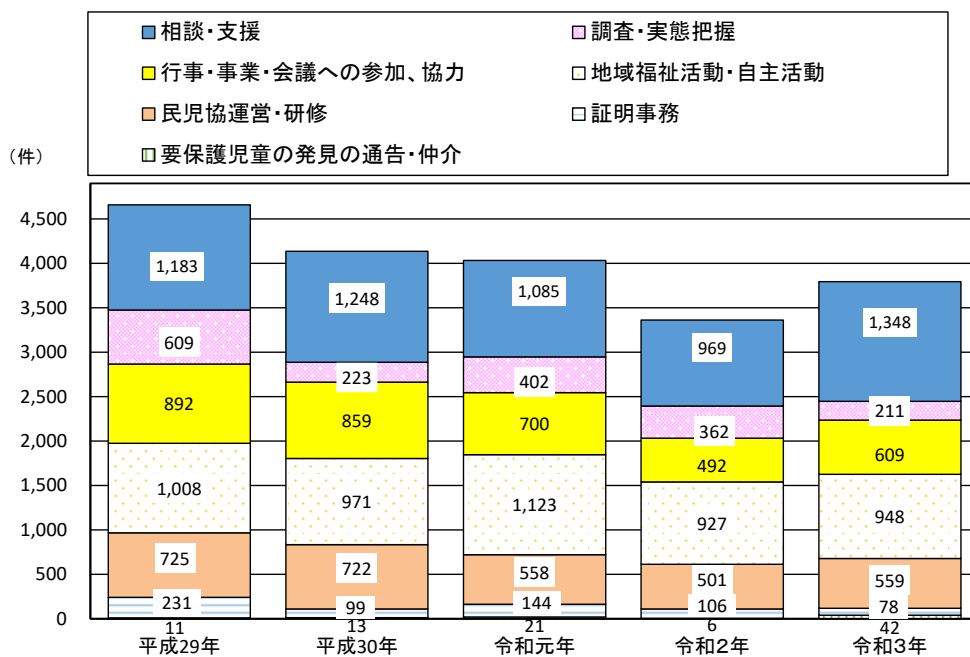
資料：大槌町社会福祉協議会

(2) 民生委員児童委員の活動状況

民生委員児童委員は、社会奉仕の精神をもって地域福祉の向上のために厚生労働大臣から委嘱された「民間の奉仕者」です。各地区において、ひとり暮らし高齢者の見守り活動、福祉に関する相談や子育てに関する相談などに応じ、福祉サービスを適切に利用するための情報提供や関係機関への橋渡し、関係機関の業務に協力する等の活動を行っています。

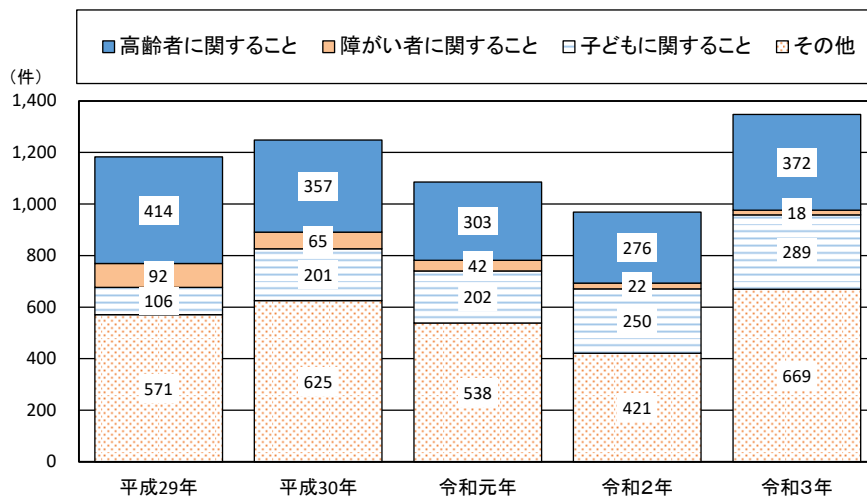
町の民生委員・児童委員の活動状況をみると、「相談・支援」が最も多く、内容としては、「高齢者に関する」相談・支援が多くなっています。

■民生委員児童委員の活動



資料：大槌町社会福祉協議会

■相談・支援内容



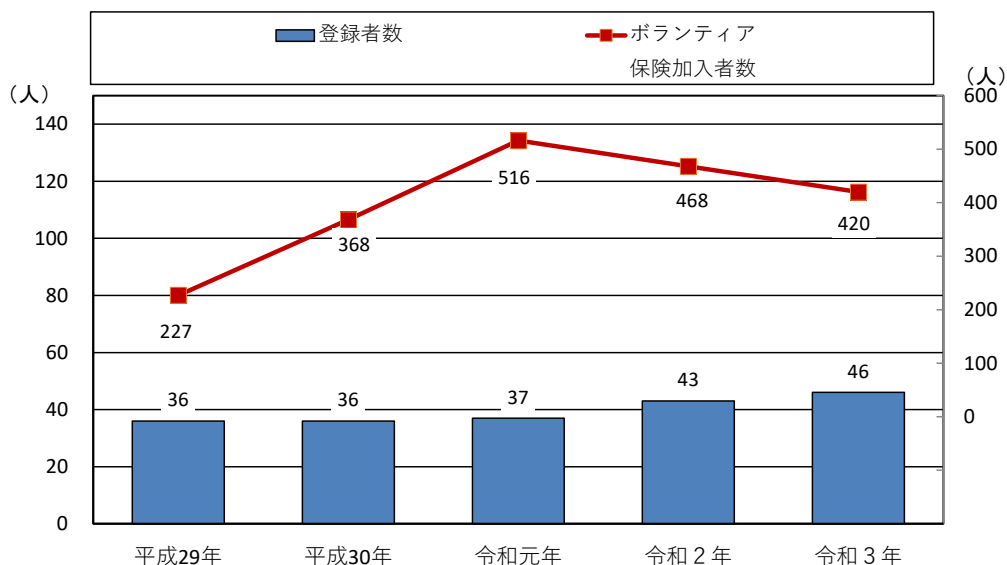
資料：大槌町社会福祉協議会

(3) ボランティア登録数等の状況

大槌町社会福祉協議会では、福祉、健康、環境美化、教育等の各分野でボランティアとして活動する団体と個人の登録をおこなっています。

町内には、福祉、まちづくり、生涯学習、環境保全等の分野で活動する、ボランティア団体、NPO 法人による連絡協議会が組織され、令和4年4月現在で13団体が参加しています。

■ボランティア登録数・ボランティア保険加入者数



資料：大槌町社会福祉協議会

■大槌町NPO・ボランティア団体連絡協議会参加団体（令和4年4月現在）

グループ名	活動内容	分類
NPO 法人まちづくりぐるっとおおつち	工芸品作成販売、サロン活動	地域づくり
新生おおつち	いきいき農園活動、有償ボランティア活動、地域食堂	
釜石地区更生保護女性の会大槌地区	明るい社会づくり	
安渡婦人会	お茶っこの会、神社仏閣の清掃、世代交流会	
NPO 法人吉里吉里国	森林整備活動（復活の森 復活の薪）	環境保全
城山散策友の会	城山の草刈等	
おおちゃん花くらぶ	国道沿いの花壇に花を植える活動	
菜の花プロジェクト	河川敷等に菜の花を植える活動	
ボランティアグループウィル	町内全域桜の剪定、環境美化活動	福祉・生活支援
大槌まごころネット	イベント協力	
大槌町赤十字奉仕団	保健衛生・社会福祉向上のための活動	
ケヤキの会	施設慰問活動、イベント協力	障がい者
声の広報 そよかぜ	視覚障がい者へ声の広報を届ける活動	

資料：大槌町社会福祉協議会

3 アンケート調査結果等

本計画の策定にあたり、町民の現状や意向を把握し、計画づくりに反映するために、アンケート調査を実施しました。(調査概要は P7 参照)

(1) アンケート調査結果 (一部抜粋)

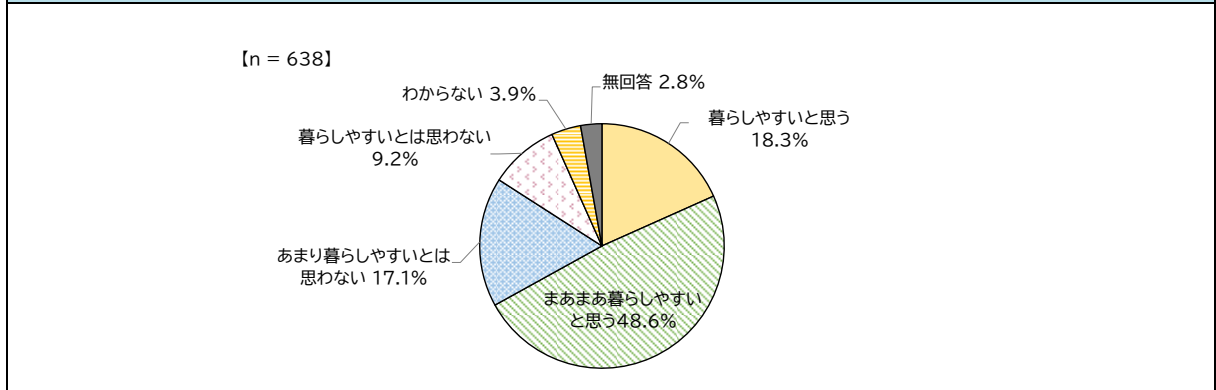
※アンケート調査結果については、別紙「地域福祉推進計画策定のためのアンケート調査 調査結果報告書」をご確認ください。

●暮らしやすい町か

📍約7割が暮らしやすいと回答

▶暮らしやすい町かについては、「まあまあ暮らしやすいと思う」(48.6%)、「暮らしやすいと思う」(18.3%)を合わせると66.9%が『暮らしやすい』と回答しています。

Q. 大槌町は暮らしやすいまちだと思いますか。(ひとつだけ〇)

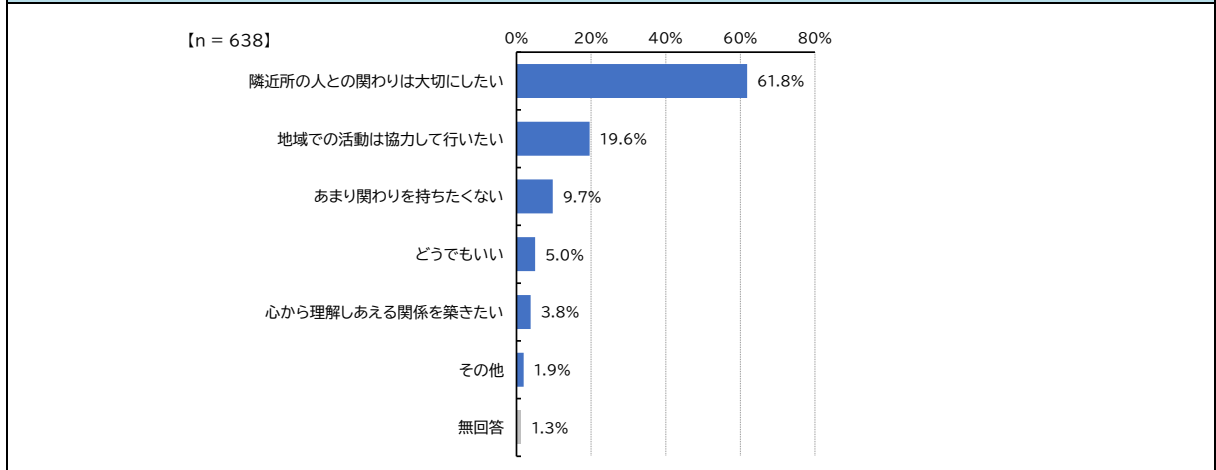


●近所の人との関りについて

📍回答者の多くが隣近所との関わりは大切にしたいと考えている

▶近所の人との関わりについては、「隣近所の人との関わりは大切にしたい」が61.8%で最も多く、次いで「地域での活動は協力して行いたい」が19.6%と続いています。

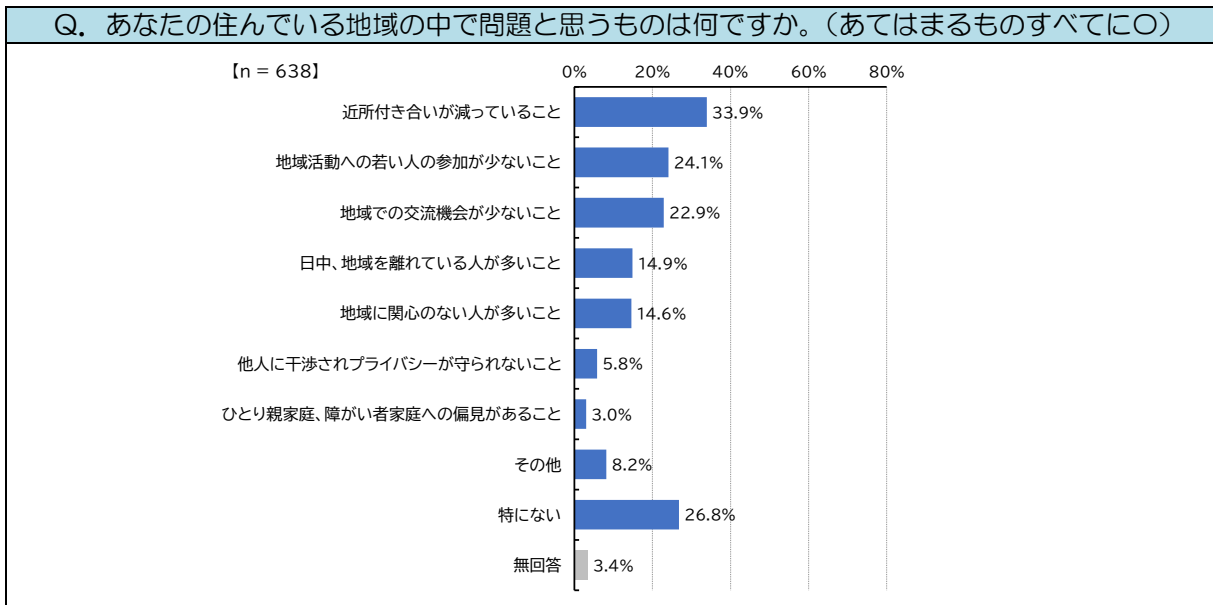
Q. あなたは、近所の人との関わりをどのようにしたいですか。(ひとつだけ〇)



●地域の問題

🏠近所付き合いや交流の減少が進行

▶住んでいる地域の問題については、「近所付き合いが減っていること」が 33.9%で最も多く、以下「地域活動への若い人の参加が少ないこと」が 24.1%、「地域での交流機会が少ないこと」が 22.9%となっています。



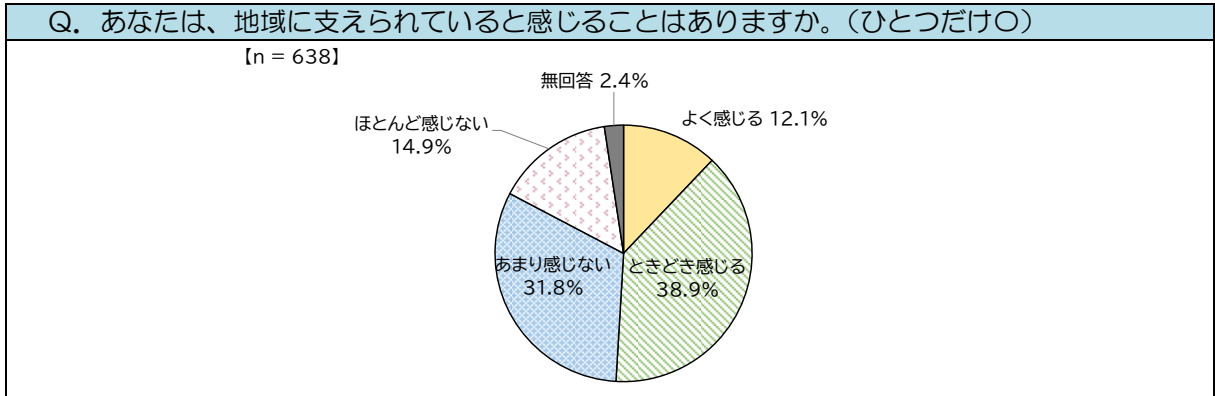
◆地区別

	(n)	近所付き合いが減っていること	障がい者家庭への偏見があること	ひとり親家庭への偏見があること	他人に干渉されプライバシーが守られないこと	日中、地域を離れている人が多いこと	地域に関心のない人が多いこと	地域活動への若い人の参加が少ないこと	地域での交流機会が少ないこと	その他	特にない	無回答
小槌	51	25.5	2.0	7.8	19.6	13.7	25.5	25.5	9.8	23.5	2.0	
臼沢・寺野	35	28.6	11.4	5.7	25.7	17.1	25.7	17.1	5.7	25.7	2.9	
桜木町	41	53.7	4.9	0.0	17.1	22.0	41.5	24.4	14.6	12.2	4.9	
花輪田	26	38.5	0.0	3.8	11.5	30.8	34.6	19.2	7.7	23.1	0.0	
金沢	30	33.3	0.0	3.3	23.3	10.0	23.3	50.0	6.7	23.3	6.7	
和野・前段	7	28.6	0.0	0.0	28.6	0.0	14.3	0.0	0.0	57.1	0.0	
柁内	20	50.0	0.0	10.0	5.0	20.0	15.0	30.0	10.0	20.0	0.0	
沢山・迫又	74	23.0	4.1	8.1	16.2	9.5	16.2	27.0	4.1	36.5	2.7	
大ヶ口・源水	97	32.0	2.1	3.1	15.5	12.4	37.1	28.9	8.2	21.6	6.2	
安渡	29	44.8	3.4	6.9	17.2	13.8	13.8	13.8	13.8	27.6	0.0	
赤浜	30	36.7	0.0	10.0	13.3	13.3	13.3	16.7	10.0	20.0	3.3	
吉里吉里	111	30.6	2.7	9.9	12.6	14.4	21.6	13.5	9.0	30.6	0.9	
浪板	13	46.2	0.0	7.7	7.7	38.5	15.4	30.8	0.0	7.7	0.0	
町方・小枕	66	39.4	4.5	1.5	7.6	12.1	19.7	21.2	6.1	37.9	3.0	

●地域に支えられていると感じることがあるか

🏠 回答者の半数は地域に支えられていると感じている

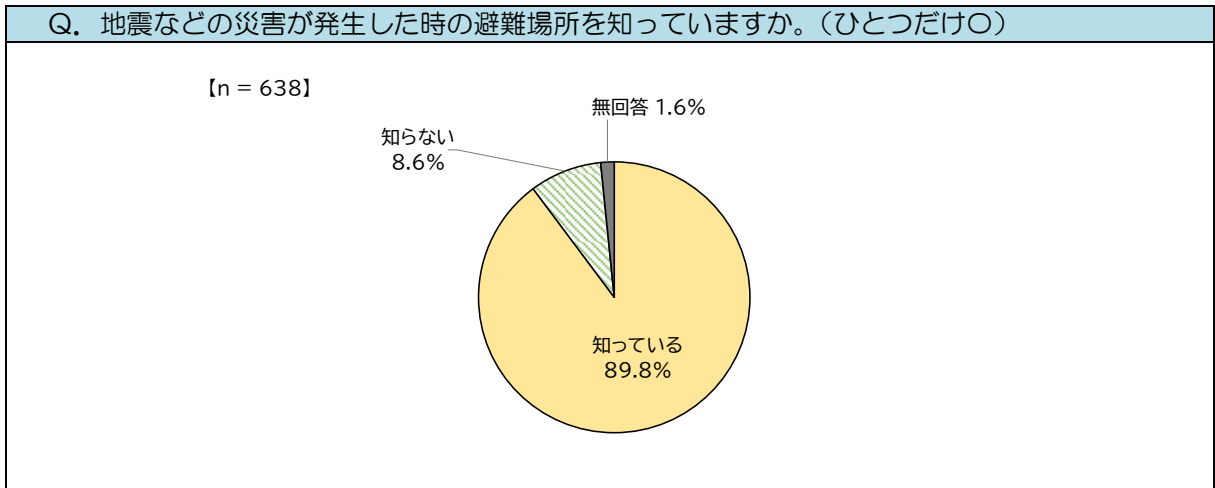
▶地域に支えられていると感じたことがあるかは、「よく感じる」(12.1%)、「ときどき感じる」(38.9%)を合わせると51.0%が『感じる』と回答しており、「あまり感じない」(31.8%)、「ほとんど感じない」(14.9%)を合わせた『感じない』(46.7%)を上回っています。



●避難場所の認知度

🏠 避難場所を知らない人は8.6%いる

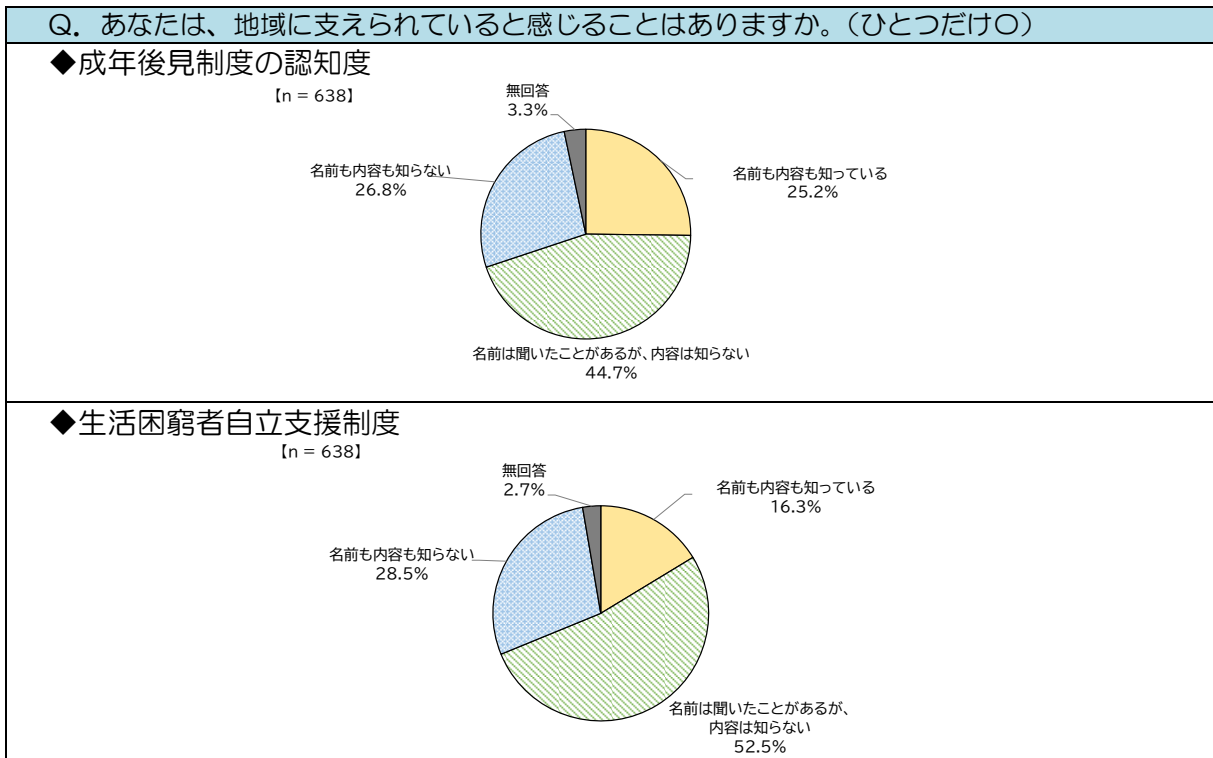
▶避難場所を知っているかについては、約9割が「知っている」と回答しており、「知らない」は8.6%となっています。



● 「成年後見制度」、「生活困窮者自立支援制度」の認知度

🏠 制度内容の認知度は低い状況

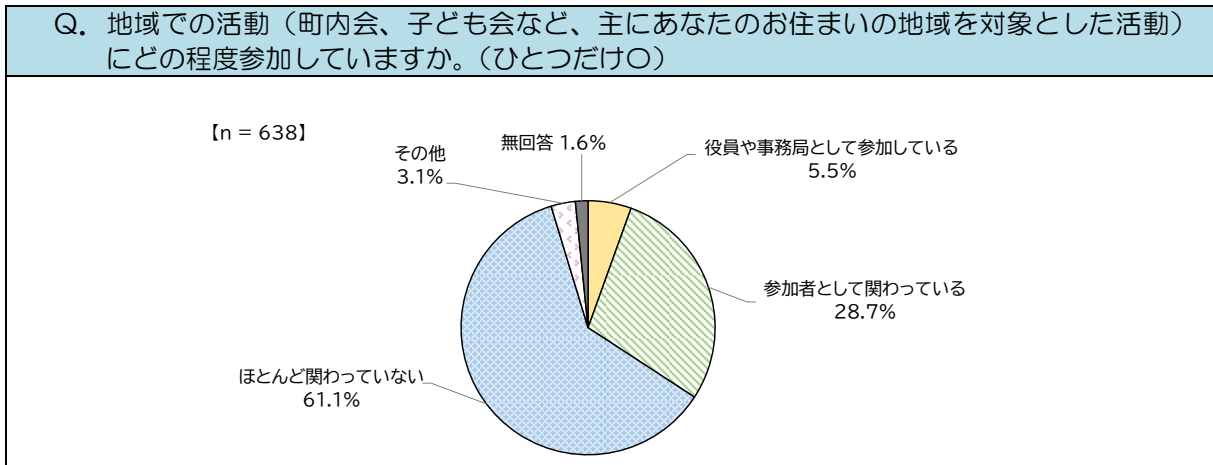
▶ 名前も内容も知っているとの回答は、「成年後見制度」で 25.2%、「生活困窮者自立支援制度」で 16.3%となっています。



● 地域活動への参加

🏠 6割以上が地域活動への関わりがない

▶ 地域活動への参加については「ほとんど関わっていない」が 61.1%で最も多く、以下、「参加者として関わっている」が 28.7%、「役員や事務局として参加している」が 5.5%となっています。

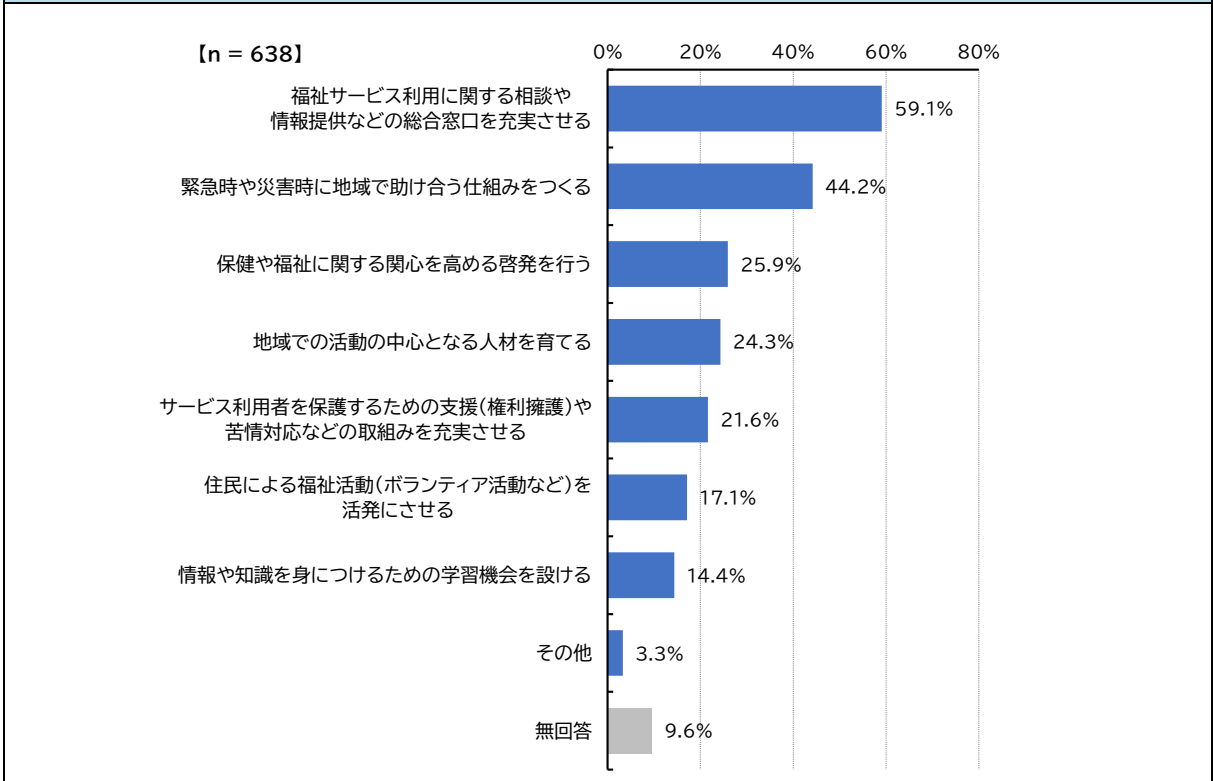


●福祉サービスの充実に必要なこと

🏠福祉サービスをより利用しやすくするために、**情報提供や相談体制の充実が重要**

▶福祉サービスを充実させるために必要と思うことは、「福祉サービス利用に関する相談や情報提供などの総合窓口を充実させる」が 59.1%で最も多く、以下、「緊急時や災害時に地域で助け合う仕組みをつくる」が 44.2%、「保健や福祉に関する関心を高める啓発を行う」が 25.9%、「地域での活動の中心となる人材を育てる」が 24.3%などと続いています。

Q. あなたは、福祉サービスを充実させるために、必要と思うものはどれですか。(あてはまるもの3つまでに○)

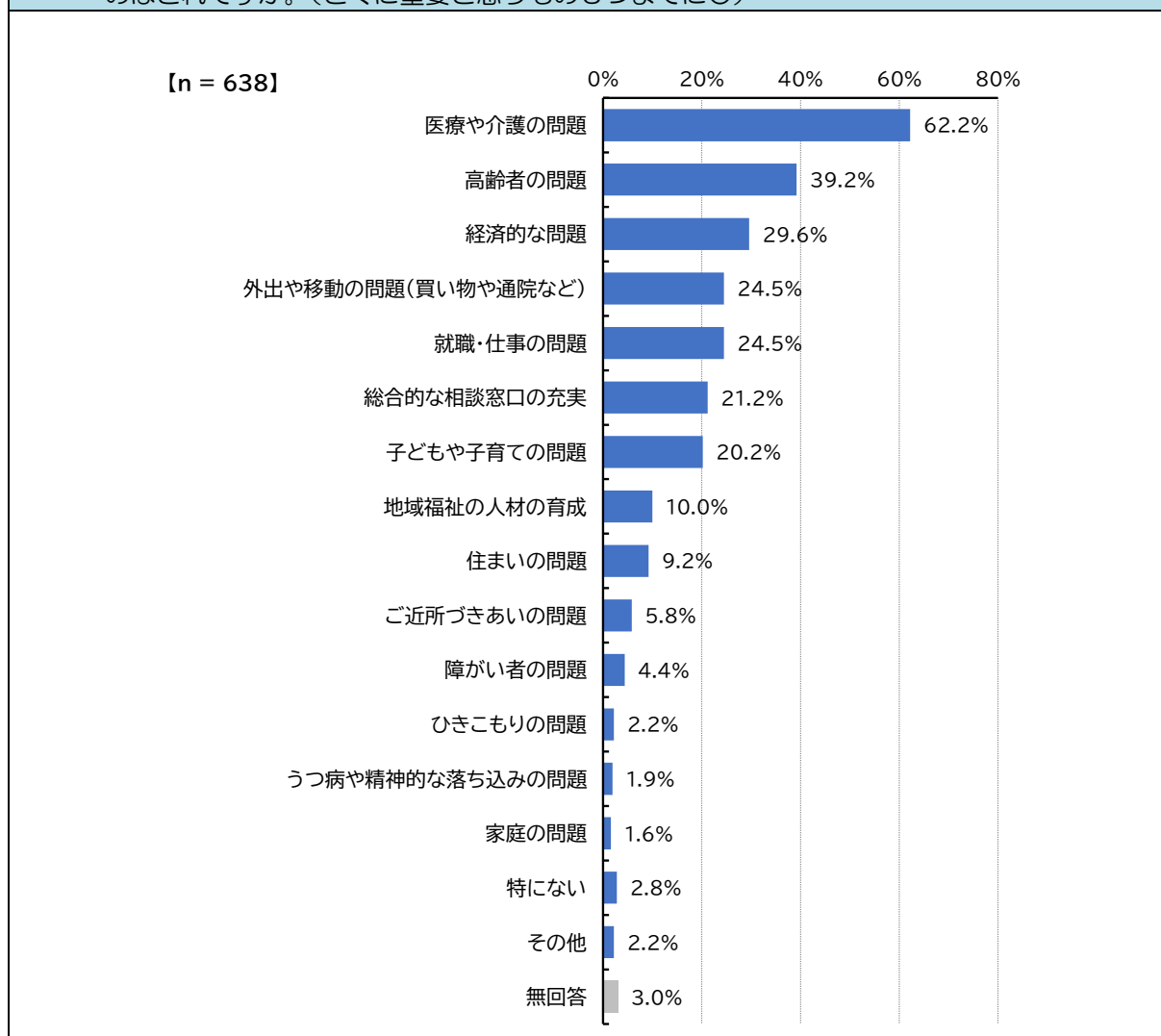


●安心して暮らせる大槌町にしていくために取り組むべきこと

安心して暮らすためには医療・介護などの高齢者への支援、経済的な支援、外出や移動の支援などが重要視されている。

▶誰もが安心して暮らせる町にするために取り組むべきことは、「医療や介護の問題」が62.2%で最も多く、以下、「高齢者の問題」が39.2%、「経済的な問題」が29.6%、「外出や移動の問題（買い物や通院など）」と「就職・仕事の問題」が共に24.5%と続いています。

Q. 誰もが安心して暮らせる大槌町にしていくために、特に力を入れて取り組むべきと思うものはどれですか。（とくに重要と思うもの3つまでに○）



(2) ヒアリング調査結果（一部抜粋）

町内で活動している地域福祉に関わる団体やグループに対して、活動上の課題等について聞き取り調査を実施しました。

対象団体	現状の課題等
子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの数が少なくなっている。コロナウィルス感染症の影響もあり、子育て支援センター等の利用も少ない状況。 ・子育て世帯の親同士が集まったり、気軽に話ができる場が必要。 ・産婦人科、小児科がなく安心して出産、育児出来る環境が整っていない。 ・様々な年代の人が触れあえる、交流できる場があればよい。
障がい福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者が高齢になったときの支援、介護者が亡くなった後の支援の充実が必要。 ・福祉活動を行う上での場所の確保、無料で使える場が欲しい。 ・障がい者の就労について、やりたいことはあるが、選択肢が少ない、またひとり暮らしをしたいが家賃が高く難しい。 ・外出時の移動手段がない ・人材の不足、福祉人材の高齢化もあり、今後更に人材不足になるのではないかと。
老人クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントや活動に参加するための移動手段が少ない。スクールバスなどの空き時間での利用等も検討して欲しい。 ・事務局など活動の拠点となる場所の提供を検討して欲しい。 ・町や社協が仲介となり、他団体との交流など、地域を巻き込んでいくことも必要。 ・町の公共施設等の使用料の半額免除など活動しやすい環境をつくって欲しい。 ・町や社協からの活動支援、支援してくれる内容や場所などを分かりやすく教えて欲しい。
民生委員・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体が高齢化しており、通院や集会所へ行く手段が少ない。特に山間部はバスも少なく不便である。 ・自治会など役員になる人がいない、民生委員のなり手も少ない状況。町にはパイプ役になり、住民への民生委員についての理解促進を進めて欲しい。 また、将来的に町内会役員への報酬を用意し、なり手を確保していくことも必要ではないか。 ・災害時の避難について、要支援者などの把握はしているが町が主導して、災害対策をしっかりと進めて欲しい。
ボランティア団体	<ul style="list-style-type: none"> ・現在 13 団体がボランティア団体連絡協議会に参加している。 ・コロナウィルスの影響もあり、活動できていない、または活動を縮小している団体が多い。 ・各団体、スタッフの高齢化しており、若い世代の育成が必要。 ・活動拠点となる場所の確保が難しい。 ・小さい頃からの福祉に関する教育が重要。高齢者だけでなく、子育て世帯が、親子で参加してもらえる活動を行うことが大切。 ・町には、各種助成金や補助金について教えてもらいたい。また、福祉センターのような福祉部門がつながって対応する体制を作ってもらいたい。
地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の中に高齢者のみ世帯が多く介護者がいない世帯もある。家庭の中でフォローすることも難しく、近所に緊急連絡先がない人に向けた支援や対応が重要。 ・隣近所との関係性が薄い人も多く、緊急時の対応が課題となっている。 ・コロナウィルスの影響により、介護予防教室などの事業の縮小や中止があり、外出の機会も減っている高齢者も多く、ひきこもり状態になっている人もいるのではないかと。 ・包括センターは役場内に設置されており、町との情報共有、連携は出来ている。

(3) アンケート調査などのまとめ

🏠住民の福祉意識の向上及び地域活動の充実

- ▶アンケート調査では、地域の問題として「近所付き合いが減っていること」や「地域活動への若い人の参加が少ないこと」、「地域での交流機会が少ないこと」などがあげられていますが、多くの方が近所の人との関わりについては、「大切にしたい」と回答しており、多くの方が住民同士のつながりや、交流が重要であると認識しています。隣近所とのつながりづくりや、住民の福祉意識の向上に努め、地域での日常的な交流の促進や様々な活動への参加意識の高揚、充実を図っていくことが求められます。
- ▶地域福祉の推進には、ボランティア活動や地域活動の充実、活動の担い手となる人材の確保、育成も欠かせません。人材不足を課題とあげる福祉団体も多くあることから、活動を活発化するためにきっかけづくり・情報提供・福祉教育が求められています。地域の中で、住民同士が力を合わせて助け合う「互助」が積極的に展開されるよう、地域活動のリーダーやボランティアなどの地域福祉の担い手の育成に取り組むとともに、広く町民に地域活動への参加を働きかける必要があります。

🏠必要な支援を必要ときに受けられる体制づくりの構築

- ▶アンケート調査では、福祉サービスの充実のため必要なこととして、「福祉サービス利用に関する相談や情報提供などの総合窓口を充実させる」との回答が6割近くを占めています。サービスの内容や利用手続き、利用申込窓口について、多様な手段を用いた誰もが分かりやすく更に効果的な情報提供と誰もが利用しやすいサービス提供体制の充実、適切なサービスにつなげることができるよう、窓口相談機能の強化が求められています。

また、複雑多様化する福祉ニーズや各制度の狭間の問題へ対応し、サービス利用や支援に結び付いていない方をフォローできるよう、制度の垣根を越えた横断的・多面的な援助や支援が求められています。

- ▶「成年後見制度」と「生活困窮者自立支援制度」の制度内容についての認知度は低い傾向にあります。認知症や障がいなどにより判断能力が十分でない方や生活困窮者が安心して暮らしていけるよう、今後需要が増大していくことが想定される両制度の更なる周知と利用促進が必要です。

🏠安心して暮らせるまちづくり

- ▶アンケート調査では、安心して暮らすため取り組むべきこととして、「医療や介護の問題」、「高齢者の問題」が多くなっています、またアンケート、ヒアリングの両調査においても、「外出や移動の問題」との回答も多くあり、保健・医療・福祉の充実と心身の健康増進や介護予防に関する情報や事業内容の周知、交通の利便性の確保などが求められています。高齢者や障がい者などの交通弱者にとっては、通院や買い物、社会参加の上で、移動手段の確保は特に重要であり、交通の利便性の向上も重要です。
- ▶災害時の避難場所について、「知らない」との回答が8.6%となっています。近年、地震・台風・豪雨等の災害による甚大な被害が相次いでいる状況から考えて、避難場所を把握しておくことの重要性をより認識してもらうことが重要です。また、災害時の情報伝達手段の多様化や物資・備蓄の充実、避難所設備の充実等とともに、高齢化の進行等に伴い、避難行動要支援者の増加が想定されるため、引き続き、避難行動要支援者の把握や、地域全体で支援していくための体制づくりが求められます。

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

第2期地域福祉推進計画では「みんなが生きいきと笑顔で暮らせるまち おおつち」を目指すべき将来像に掲げ、「支え、支えられ 安心と生きがいを育む 地域福祉」を基本理念として地域住民が主体の地域福祉を推進してきました。

社会情勢や地域社会の変化により、今まで以上に課題が複雑かつ多様化しており、町民が住みなれた地域で安全・安心に生活し、年齢や性別そして障がいの有無にかかわらず、個人として尊重され、町民同士の支え合いや適切なサービスが受けられるようなまちづくりが求められます。

また、介護、障がい、児童福祉、生活困窮支援などの制度の枠にとらわれない、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。

本計画においては、人と人とのふれあいを大切にし、地域の支え合い、助け合いを推進するとともに、地域住民のつながりを強化し、思いやりのあるまちづくりを目指します。

これまでの地域福祉分野における取り組みや地域共生社会の考え方を踏まえ、町民一人ひとりが住みなれた地域で安全・安心に暮らせるよう、前計画からの将来像、基本理念を継承し地域福祉の推進に取り組みます。

◆ 将来像 ◆

みんなが生きいきと 笑顔で暮らせるまち おおつち

◆ 基本理念 ◆

～ 支え、支えられ 安心と生きがいを育む 地域福祉 ～

これまでの福祉は、行政から地域住民に提供するサービスや支援などが主体でしたが、今後は多様な生活課題に地域全体で取り組んでいくことが求められます。そのため、町民、地域、行政の協働を推進し、「自助」、「互助」、「共助・公助」が相まって、互いに助け合い、支え合う仕組みづくりが重要となります。

自分が暮らす地域に愛着を持ちながら、町民みんなが力を合わせて、誰もが安心した生活を送ることができる地域社会・地域福祉の形成を推進します。

2 基本目標

基本目標1 地域で福祉を支える仕組みづくり

地域福祉の推進には、地域の中で支え合い、助け合う意識づくりや、支え合いの活動を担う人づくりが重要です。住民がお互いを理解し、尊重し合うことができるよう、学校や地域の中で福祉の心を育む教育や人権を理解する教育を充実させ、地域福祉の意識の向上を図ります。また、地域社会において、住民同士のつながりの変化や高齢化など、地域の機能低下が懸念されています。地域の人々がお互いに支え合い、助け合う社会をつくるためには、身近な地域での福祉活動の活性化が重要となります。このため、地域の交流活動や交流の場づくり、福祉活動を担う人材の育成を推進し、地域福祉活動を推進します。

基本目標2 必要な支援を受けられる体制づくり

多様化・複合化している地域の生活課題に対応するために、保健・医療・福祉分野が連携し、福祉サービスに関する情報提供や相談支援を行い、必要な時に適切なサービスを利用できるような体制をつくります。

また、判断能力が十分でない方の増加が予測されており、必要な援助を受けることができるよう、権利擁護制度の普及啓発により、制度の利用につなげ、生活困窮者の自立支援に向けては、早期の把握・支援のために、関係機関との連携を図ります。

基本目標3 安全・安心に暮らせる地域づくり

地域でいつまでも安心して暮らせるよう「地域の安全は自分たちで守る」という考えのもと、地域の支え合う力を一層高め、様々な団体や関係機関が住民と連携しながら支援活動ができるようなネットワークの強化を行うとともに生活に対する支援や防災・防犯対策など地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

また、住民一人ひとりが心身ともに健康であるため、保健・医療・福祉の充実と健康づくり・介護予防などに関する啓発や教育の強化を図ります。

3 計画の体系図

将来像

みんなが生きいきと笑顔で暮らせるまち おおつち

基本
理念

～ 支え、支えられ 安心と生きがいを育む 地域福祉 ～

基本目標 1	基本施策
地域で福祉を支える仕組みづくり	(1) 地域福祉の意識の醸成
	(2) 地域のふれあい、交流の推進
	(3) 地域活動やボランティア活動の活性化
	(4) 地域福祉を担う人材育成
	(5) 社会参加と生きがいづくりの推進

基本目標 2	基本施策
必要な支援を受けられる体制づくり	(1) 情報提供・総合的な相談支援体制の充実
	(2) 福祉サービスの充実と質の向上
	(3) 権利擁護の推進
	(4) 生活困窮者自立支援対策の推進
	(5) 子育て支援の充実

基本目標 3	基本施策
安全・安心に暮らせる地域づくり	(1) 地域福祉のネットワーク強化
	(2) 健康づくりの推進
	(3) ひとにやさしいまちづくりの推進
	(4) 防災・防犯対策の推進

第4章

地域福祉の推進に向けた取り組み

基本目標 1 地域で福祉を支える仕組みづくり

1 地域福祉意識の醸成

取り組みの趣旨

近年、核家族化の進行によるひとり暮らし高齢者の増加や、少子高齢化による地域の担い手の不足、ライフスタイルの多様化に伴う住民同士のつながりの希薄化など、地域や隣近所での親しい付き合いや地域の中で相互に助け合う機能の低下が懸念されています。

地域福祉を推進していくためには、住民一人ひとりが福祉に関心を持ち、考え方を理解し、身近な存在であることを認識し、地域で支え合いながらお互いに助け合う必要性を認識することが必要です。

地域での活動や近所付き合いについての重要性を見つめ直し、行政、社会福祉協議会、保育所、学校、家庭などが連携し、様々な広報活動や啓発活動を通して、住民の福祉意識の醸成に努める必要があります。

取り組み内容と役割

町の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉の必要性などを、広報誌などを通じて広く周知し、地域福祉活動の啓発を行います。 ●福祉教育や各種講座の開催などにより、隣近所との関係の重要性や地域福祉推進の重要性についての意識啓発に努めます。
町の関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆福祉サービスに関する情報発信 ◆町内福祉団体等への活動補助
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の住民同士や団体等が地域福祉活動を行う場や交流の機会を創出し、住民同士が支え合う体制の構築を促進します。 ●地域福祉の必要性などを、広報誌などを通じて広く周知し、地域福祉活動の啓発を行います。
社協の関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域交流用具の貸出し事業 ◆住民支え合いマップの作成支援 ◆社会福祉大会

町民や地域みなさんに期待すること



- あいさつや声かけなどを通して、隣近所との関わりを大切にし、地域での支え合いの意識を持ちましょう。
- 性別や年齢、障がいの有無などに関わらず、地域に暮らす一人ひとりがお互いに尊重されるよう、多様性の理解に努めましょう。
- 福祉に関する講座やイベントなどに積極的に参加しましょう。

2 地域のふれあい、交流の推進

取り組みの趣旨

地域での支え合いを推進するためには、住民相互の交流を促進し、ふれあいの中でお互いの関係性を育むことが大切です。近年、地域への関心がない方や地域との関わりを持たない方が増加していることもあり、地域のつながりが希薄化し、身近な地域における交流の機会が少なくなってきました。

地域住民一人ひとりが、自ら行動を起こす意思や気持ちを行動へとつなげていくためにも、気軽に集い、日常的な交流を図ることができる場づくりや、世代を超えたふれあいの機会を充実させるなど、地域での交流活動に参加しやすい環境づくりが必要です。

取り組み内容と役割

町の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●各種地域行事など、住民主体での交流事業の充実を努め、高齢者や障がい者、多世代が気軽に参加し、楽しめる交流の機会づくりを目指します。 ●既存施設を活用し、誰もがいつでも気軽に立ち寄り、交流できる場づくりを推進します。
町の関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆健康まつり（食育含む）の開催 ◆敬老の集いの開催
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●町民のほか、福祉団体や関係機関に呼びかけ、支える人と支えられる人が一堂に会し、交流する場をつくれます。
社協の関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ふれあい福祉まつりの開催

町民や地域のみなさんに期待すること



- 地域での行事やイベントのときには、隣近所で声をかけ合うなど、誰もが参加しやすい雰囲気づくりに努めましょう。
- 隣近所や地域住民同士が日常生活の中で集まり、話し合いや楽しむ場を持つように心がけましょう。

3 地域活動やボランティア活動の活性化

取り組みの趣旨

住民のニーズが多様化し、様々な支援を必要としている中で、これまでのように行政が全ての支援を担うだけでなく、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担して、地域を支えていくことが求められています。地域活動やボランティア活動の参加者は、課題をかかえる地域住民を手助けし、地域福祉を支える貴重な担い手であり、行政が担いきれない住民の多様なニーズにきめ細かく対応できることから、これからの地域福祉を支える大きな力になるものと期待されています。

地域活動やボランティア活動の内容や募集に関する情報発信の強化を促進し、住民の地域活動への参加を促進していく必要があります。

取り組み内容と役割

町の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報誌やホームページなどにより、地域活動やボランティア活動に関する各種情報を提供します。 ● 社会福祉協議会と連携し、各種ボランティアの育成に努め、福祉のまちづくりを進めます。 ● 福祉団体等の活動への補助金等の支援のほか、地域活動への人的、資金的支援を行います。
町の関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 大槌町元気なふるさと応援センター事業 ◆ 大槌町ふるさとづくり協働推進事業（補助金） ◆ コミュニティ形成支援事業（補助金・助成金） ◆ 町内福祉団体等への活動補助〔再掲〕
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア団体同士が情報を交換、共有する場としてのボランティア団体連絡協議会の運営を事務局として支援し、ボランティア団体の連携促進や活動の活性化に取り組みます。 ● ボランティアが活動しやすい環境整備や支援に努めます。また地域や住民、ボランティア、それぞれのニーズに対応するための活動調整を行います。
社協の関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 町民ボランティアの育成 ◆ ボランティアの活動支援 ◆ ボランティア保険加入促進 ◆ NPO・ボランティア団体連絡協議会の運営 ◆ ボランティア研修会の開催

町民や地域のみなさんに期待すること



- 地域のため、地域で困っている方のために、自らできることは何かを考え、できることから活動しましょう。
- ボランティア活動などの地域活動に関心を持ち、自分のできる範囲で活動に参加しましょう。
- 町や社会福祉協議会が実施する各種講座や研修会に積極的に参加しましょう。

4 地域福祉を担う人材育成

取り組みの趣旨

高齢者・子ども・障がい者等、全ての人が地域で生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会を実現するために、「支える側」と「支えられる側」に分かれるのではなく、住民一人ひとりが地域の主役として主体的に地域活動に関わるとともに、地域においてリーダーとなる人材の確保と育成が必要です。しかしながら、若い世代の地域活動へ参加する機会の減少や、地域福祉活動の担い手の不足・固定化、スタッフの高齢化などの問題があります。

人材を必要としている組織や場は数多くあることから、地域が必要としている人材のニーズを的確につかみ、誰もが参加しやすい活動を展開し、参加者のすそ野を広げながら、各種講座や研修を通じ、広く福祉に関する意識を持った、求められる適切な人材を育成していくことが必要です。

取り組み内容と役割

町の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●地域活動への関心を高めるための情報提供や活動のきっかけづくりを積極的に行います。 ●認知症サポーターや自殺予防のためのゲートキーパー養成など地域福祉に取り組むために必要となる知識や意識の向上のための講座の開催等に取り組めます。 ●県が行う介護人材確保事業等への協力のほか、子育て支援員の養成など地域福祉の主たる担い手の育成や確保に取り組めます。
町の関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆認知症サポーター養成講座 ◆自殺予防のためのゲートキーパー養成 ◆介護人材確保事業（県・町） ◆福祉人材センター（県） ◆奉仕員（点訳・録音図書製作等）、通訳者（手話、盲ろう者通訳・ガイドヘルパー等）の養成（県） ◆食生活改善推進員、健康運動普及推進員講座 ◆子育て支援員養成研修
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉教育に関する取り組みと連動した地域福祉活動を行う人材の養成と子どもから高齢者まで、多くの町民が地域福祉活動に参加しやすい環境を整備します。 ●ボランティアについて学ぶ機会として研修会等を開催し、地域福祉の担い手を育成します。
社協の関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆福祉協力校事業 ◆キャップハンディ体験教室 ◆出前講座 ◆ボランティア研修会の開催 [再掲]

町民や地域のみなさんに期待すること



- 地域の一員として、できる範囲で地域活動に参加しましょう。
- 人材育成のための研修会等に参加し、無理なくできるところから地域福祉に関わりましょう。
- 子どもたちが地域のリーダーとして活躍できるような、地域づくりに努めましょう。

5 社会参加と生きがいがづくりの推進

取り組みの趣旨

住み慣れた地域で生きいきと暮らしていくためには、身体的な健康維持、介護予防などの取り組みとともに、生きがいがづくりが大きな課題となります。生きがいがづくりは、地域福祉の充実と地域コミュニティの活性化にもつながるため、地域に住む高齢者、障がい者などがその知識や経験、能力を生かしながら、地域社会の中で役割を担って生活することができるよう支援していくことが必要です。

取り組み内容と役割

町の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●生涯学習の機会を充実させるとともに、住民が生きがいを持って取り組む様々な活動を支援し、地域福祉活動の推進役の養成を図ります。 ●高齢者、障がい者などが生きがいを持って住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、関係各課・関係機関等と連携し、趣味、文化、ボランティア、健康づくり、スポーツ、レクリエーションなど多様な活動の支援や就労の場の確保、交流機会の充実などの施策の推進に努めます。 ●高齢者や障がい者など、公共交通機関を利用することが困難な方への利便性の高い移動手段の確保及び支援を行うことにより、高齢者や障がい者などの社会参加を推進します。
町の関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆シルバー人材センターの運営支援 ◆老人クラブ育成事業（補助金） ◆地域活動支援事業（お茶っこの会、ふれあい昼食会） ◆福祉タクシー助成事業
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●生きがいがづくり等の取り組みとして、介護予防事業やの各種研修や講座など、地域の交流活動を推進するとともに、活動の拠点整備や支えあい活動等のしくみづくりなどにより社会参加を促進します。
社協の関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆お茶っこの会・ふれあい昼食会の推進 ◆地域交流サロンの開催支援 ◆地域見守り支援拠点「こ茶っこ」の運営

町民や地域みなさんに期待すること



- 自らの意思や意欲に基づき、地域活動や生涯学習、趣味、スポーツ、就労など、生きがいを感じることでできる場を地域で探しましょう。
- 積極的に社会参加し、自らの技術や経験を伝え広めることで、生きがいを追求しましょう。
- 隣近所、同世代など、仲間同士で行う健康づくりや趣味活動に積極的に取り組みましょう。

基本目標2 必要な支援を受けられる体制づくり

1 情報提供・総合的な相談支援体制の充実

取り組みの趣旨

生活課題を解決するために、多様なサービスで対応することができますが、従来のような対象者種別ごと、縦割り型のサービス提供体制では、相談窓口や情報、対応もバラバラになりがちで、利用者にとってはわかりにくく、利用しにくいという側面があります。

特に複数の生活課題を抱えている方にとっては、対象となる課題毎に複数の窓口が存在することになり、混乱が生じることもあり得ます。

福祉サービスは、利用者本位という考え方に立ち、サービスを必要とする全ての方が、自分に適した、質の高いより良いサービスを自らの意思で選択・利用できるようにしていくことが重要です。そのため、福祉サービスに関する情報提供体制の充実を図るとともに、悩みや問題を抱える方がいつでも気軽に相談することができるよう、専門的かつ分野横断的な相談体制の構築を進め、地域共生社会の実現に向けた取組を推進していく必要があります。

取り組み内容と役割

町の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●多様化・専門化する相談内容に対応するため、関係各課と連携し、ワンストップで相談に対応できる体制を整備し、包括的な支援体制を構築します。 ●福祉サービスを広く一般的に周知するため、広報誌、パンフレットやホームページなどの様々な媒体を活用して、サービス内容やサービス提供事業者などの情報を提供します。また、メディア等の活用が困難な住民に対して、情報格差の解消を図るため、各関係機関や民生委員児童委員と連携を強化し、情報提供に取り組みます。 ●相談支援業務を強化するほか、介護予防教室などの各種教室の開催を活用し、高齢者や障がい者などの支援を必要とする人が気軽に相談できる環境づくりを進めます。
町の関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆なんでも相談会 ◆相談支援業務の強化 (相談支援事業所・障がい者相談員、地域包括支援センター等)
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービスの利用促進に取り組みます。
社協の関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆広報等による情報発信 ◆生活支援相談員による支援

町民や地域のみなさんに期待すること



- パンフレットやホームページなどに目を通し、相談窓口、福祉サービスなどに関する情報の把握と制度理解に努めましょう。
- 生活する上で困ったことがあったら、身近な相談窓口へ相談しましょう。
- 地域での見守りや近所付き合いを通して、周囲の困りごとの早期発見に努めましょう。

2 福祉サービスの充実と質の向上

取り組みの趣旨

介護保険法や障害者総合支援法に基づく各種支援サービス、子どもや子育て家庭に対する福祉サービスなど、きめ細やかなサービスの充実に努めてきました。しかし、福祉に関するニーズは複雑・多様化しており、今後さらに高齢者や認知症の方が増えていくことや、障がい者の地域移行を進める観点から、よりきめ細やかなサービスの充実が求められています。

福祉サービスは、それぞれのニーズに合わせてサービス提供基盤の整備を進め、必要とされるサービスが必要としている人に行き届く体制を整えることが重要となります。

さらに、様々な生活課題には、公的な福祉サービスだけではカバーできない「制度の狭間」にある課題もあります。個人個人の支援にとどまらず、個別の事例を集約し、社会福祉協議会や関係機関等と情報共有することによって、今後の取り組みに生かしていく必要があります。

取り組み内容と役割

町の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民が安心して暮らせるよう、各種個別計画に基づいて福祉サービスの推進に努めます。 ●福祉従事者の専門性の向上と相談支援体制の充実に努めるとともに、サービス提供事業者や関係機関との連携を強化し、利用しやすいサービス提供体制の整備とサービス利用に関する相談・苦情の受付・対応の充実に努めます。 ●一人ひとりの実情に応じて適切な支援が行える体制をつくり、社会福祉協議会や関係機関と連携して、多様な福祉サービスの提供と質の向上に努めます。
町の関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆配食サービスの実施 ◆高齢者福祉サービス（在宅支援事業・地域支援事業等） ◆障がい者福祉サービス（地域生活支援事業等）
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者や家族の思いを受け止め、住みなれた地域で生きがいを感じながら自立した生活ができるように支援を行います。
社協の関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆買物・見守り支援（あんしん助っ人便）の実施 ◆配食サービスの実施 ◆介護保険事業 <ul style="list-style-type: none"> ○居宅介護支援事業 ○訪問入浴介護事業 ○訪問介護事業 ○通所介護事業 ○小規模多機能型居宅介護事業 ◆障がい者就労継続支援事業（B型非雇用型）

町民や地域のみなさんに期待すること



- 福祉サービスに関する情報を積極的に入手、適切な利用を心がけましょう。
- 福祉サービスの利用等についてわからないことは、町や社会福祉協議会、民生委員児童委員等に相談しましょう。
- 身近に支援を必要とする方がいる場合は、相談に乗り、サービスの利用を勧めましょう。
- 地域福祉推進のため、見守りや助け合いなどに積極的に参加しましょう。

3 権利擁護の推進【成年後見制度利用促進基本計画】を含む

取り組みの趣旨

認知症の方や障がいのある方の中には、判断能力が十分でないために、財産の管理や日常生活で生じる契約などの行為を行うときに、不利益を受ける場合があります。

あらゆる方が住み慣れた地域でその方らしく日常生活を送ることができるよう、それぞれの身上に寄り添った権利擁護の取り組みが必要となっており、判断能力に不安がある方も、基本的な権利が守られ、適切なサポートを受けながら、自分らしい生活を地域で送れるような取り組みを進めます。成年後見制度を含む権利擁護の重要性について普及啓発を積極的に行い、権利擁護の相談体制を強化し、制度の利用促進に努めます。

D V、児童虐待や高齢者虐待などは、発見者の通報義務の周知や、いち早く発見、通報できるように関係機関や地域との連携を強化するとともに、通報があった場合は、安全確保のため、迅速に対応することが必要です。

取り組み内容と役割

町の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症の方や身寄りがない方、協力してくれる親族がいない方等の相談など、成年後見制度、日常生活自立支援事業等の権利擁護事業について普及・促進を行います。 ●相談支援体制の強化、後見人の育成及び法人後見等の実施による支援体制の拡充を図るため、中核機関となる成年後見センターを釜石市・遠野市・大槌町の合同で運営し、各関係機関と連携して制度の利用支援を行います。
町の関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆成年後見制度利用支援事業 ◆釜石・遠野地域成年後見センターの運営
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、町が推進する成年後見制度の利用促進と情報提供に努めます。
社協の関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆日常生活自立支援事業

町民や地域みなさんに期待すること



- 成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護の仕組み・制度について理解を深めましょう。
- 地域での見守りに努め、制度の利用や支援が必要な方がいる場合、町、地域包括支援センター、社会福祉協議会へ情報を提供しましょう。

◆成年後見利用促進基本計画◆**【成年後見制度利用促進計画の目的】**

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人に代わって、家庭裁判所から選任された援助者（成年後見人等）がその人の預貯金の管理等（財産管理）や日常生活での様々な契約等をしていく制度です。多様な支援を受けながら、住み慣れた地域で尊厳をもってその人らしく安心して暮らすことができるように成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的な推進を図るものです。

【成年後見制度利用促進計画の位置づけ】

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年度法律第29号）第14条第1項において、市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされており、本計画はこれに位置付けられます。

【施策の方向性】

成年後見制度を含む権利擁護の重要性について普及啓発を積極的に行い、権利擁護の相談体制を強化し、相談者のニーズを見極めて必要な支援につなげる体制を早急に整備する必要があります。本町は高齢化が進み、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者の増加も予想され、成年後見制度の必要性が高まっていくものと考えます。

判断能力が十分ではない状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用促進を図るための釜石・遠野地域成年後見センター周知、体制整備に取り組みます。

4 生活困窮者自立支援対策の推進

取り組みの趣旨

これまで、安定した雇用を土台として、社会保障制度や労働保険制度が機能し、最終的には生活保護制度が包括的な安心を提供してきましたが、近年の雇用状況の変化などにより、これらの仕組みだけでは安心した生活を支えることが難しくなっており、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行い、重層的に支えていくことが求められています。

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）において、生活困窮者とは「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされており、生活保護受給者以外の生活困窮者で、失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、ひきこもり、障がいが疑われる者、矯正施設出所者など、複合的な課題を抱え、これまで「制度の狭間」に置かれ、必要な支援を受けられない状態にある方たちを対象としています。

生活困窮者を早期に把握・支援するために、住民の制度に対する理解促進、関係機関との連携を図りながら、支援を実施していく必要があります。

取り組み内容と役割

町の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報誌やホームページなどで、生活困窮者自立支援制度について、広く周知を図ります。 ● 低所得者の個々の状況を把握し、生活保護制度、就学助成制度、児童扶養手当制度、生活福祉資金貸付制度など、各種経済的助成事業の周知を図るとともに、相談事業の質的向上に努め、経済的助成事業の適正な利用を促進します。 ● 医療機関や介護保険事業所との連携をしながら、多様な担い手による生活支援サービスの実施と質の向上に努めるとともに、県と連携し、生活困窮者の自立支援に取り組みます。
町の関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 町内医療機関との連携（医療体制の維持確保） ◆ 医療・介護関係者との情報共有の支援 ◆ 生活保護相談及び申請受付 ◆ 生活困窮者自立支援事業に関する県との連携
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者や家族の思いを受け止め、住みなれた地域で生きがいを感じながら自立した生活ができるように支援を行います。
社協の関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 生活困窮者自立相談支援事業 ◆ たすけあい金庫貸付事業 ◆ 生活福祉資金貸付事業

町民や地域みなさんに期待すること



- 生活で困ることがあったら、生活困窮に至る前に、各種相談窓口にご相談しましょう。
- 生活困窮者を発見したら、速やかに民生委員・児童委員や行政へつなげましょう。
- 住民同士の普段の付き合いの中で、生活困窮者を支援しましょう。

5 子育て支援の充実

取り組みの趣旨

妊娠・出産後も仕事に就く女性が増加し、企業においても就労形態の工夫や育児休業制度の充実など働きやすい環境づくりが進んでいる中、安心して子どもを預けられる保育の充実も求められています。

子育ての状況を見ると、核家族の増加により、家族の子育てへの協力が減り、一方では子育てと仕事との両立が難しい等、様々な悩みや不安を抱え、相談相手も見つけれず、子育てに対する不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。

町や子育て支援センター、保育所等が連携し、子育て家庭に積極的に関わりを持ち、関係機関の連携を通してニーズにあった支援を行い、地域の伝統行事や祭り等、地域行事への積極的な参加の呼びかけを行いながら、親子での地域住民との交流の場をつくる等、地域全体で子育てを支援する環境づくりを進めていくことが重要です。

また、貧困世帯であるために教育を受けられないなど、貧困の連鎖によって子どもの将来が閉ざされることがないように、子どもの貧困対策も総合的に推進していく必要があります。

取り組み内容と役割

町の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 育児の悩みや不安を抱える保護者が孤立しないように、関係機関・団体と連携し相談支援体制の充実を図ります。 ● 乳児検診や子育て医療費の給付等育児や子育てに係る負担の軽減に取り組み、地域子育て支援センター等、包括的に支援する体制を構築します。 ● 地域子育て支援センター等、地域の親同士の交流、ネットワークづくりの場づくりを支援します。 ● 生活に困難な課題を抱える子どもやその家庭に対し、地域における支援活動へつながるための情報提供や、支援を行う団体等に対し連携した体制が取れるよう努めます。
町の関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子ども・子育て支援事業計画の実施 ◆ ファミリーサポートセンターの創設 ◆ 乳幼児相談・各種検診・各種予防接種・任意予防接種助成 ◆ 乳児健診助成 ◆ すこやか子育て医療費給付事業 ◆ 養育医療給付事業 ◆ 妊婦健診助成・不妊特定治療支援事業 ◆ 産婦健診助成・妊産婦交通費助成・新生児聴覚検査助成 ◆ 産前産後サポート事業・産後ケア事業 ◆ 保育料等無償化 ◆ 地域子育て支援センター事業の充実 ◆ 放課後児童育成事業の充実
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者や家族の思いを受け止め、住みなれた地域で生きがいを感じながら自立した生活ができるように支援を行います。

町民や地域のみなさんに期待すること



- 地域の子どもたちや子育て環境に関心を持ち、子育てしやすいまちづくりを進めましょう。
- 親子で地域の行事やイベント等に、積極的に参加しましょう。
- 地域の子どもは、地域で育てる意識を持ちましょう。

基本目標 3 安全・安心に暮らせる地域づくり

1 地域福祉のネットワーク強化

取り組みの趣旨

地域福祉を推進するためには、地域ごとの組織づくりや人材の確保、それらを含む地域資源のネットワーク化が不可欠です。本町では、民生委員児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体をはじめ、町内会や子ども会、老人クラブなどの団体や組織が、独自の目的を持って活動を行っており、それらが連携を深めることで、地域の福祉力はさらに強くなり、きめ細かな福祉活動が可能になります。

また、地域に密着した活動を行うため、民生委員児童委員や社会福祉協議会の活動を広報誌やホームページなどで周知し、地域への理解促進を進めていくことも必要です。

地域の様々な団体や関係機関が地域住民等と連携しながら支援活動ができるような体制をつくるために、それぞれの強みを活かしたネットワークづくりを進める必要があります。

取り組み内容と役割

町の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●住まい・医療・介護・予防・生活支援に関する関係機関が一堂に会し、町全体および各地域の福祉の現状と方向性を共有・確認できる場をつくり、地域福祉の総合的な推進に取り組みます。 ●地域福祉を推進するうえで中心的な役割を果たす民生委員児童委員や社会福祉協議会の活動について、広く周知を図ります。 ●町民や関連団体との連携を強め、高齢者見守り体制の構築や広域での連携体制を構築します。
町の関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆おおつち型地域包括ケア推進プロジェクトの推進 ◆健康づくり連絡会の開催 ◆コミュニティ協議会の開催 ◆高齢者等見守り体制構築事業（おおつち愛あいネット） ◆かまいし・おおつち医療情報ネットワークへの参加 ◆釜石大槌保健医療圏在宅当番医救急医療情報提供実施事業 ◆釜石大槌地域自立支援協議会（障がい）の支援 ◆釜石圏域医療体制検討会への参加 ◆子ども子育て会議の開催
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉活動を行っている関係機関・団体等とのネットワーク体制を構築し、連携や協働による地域の特性に合わせた福祉活動を推進します。 ●地域で支援を必要としている人の実態把握、関係機関との情報共有を図り連携した支援を行います。
社協の関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆広報等による情報発信〔再掲〕 ◆生活支援相談員による支援〔再掲〕 ◆コミュニティソーシャルワーカーの配置

町民や地域のみなさんに期待すること



- 地域福祉に関する情報に興味や関心を持ち、取り入れるようにしましょう。
- 民生委員・児童委員、社会福祉協議会の活動に関心を持ち、地域の活動に積極的に参加しましょう。

2 健康づくりの推進

取り組みの趣旨

健康は全ての人にとっての願いであり、地域福祉を推進するにあたっては、住民一人ひとりが心身ともに健康であることが大切です。しかし、高齢化が進み、食生活が豊かになり、生活様式が多様化する現在では、生活習慣病が増加し、健康を維持していくことが課題となってきました。地域住民の健康づくり、介護予防のためには、福祉や医療などの支援体制の構築とともに、「自分の健康は、自らづくり、守る」という意識の醸成が重要となります。

また、こころの健康は、人がいきいきと自分らしく生きるための重要な条件であり、「生活の質」に大きく影響するものです。ストレスの多い現代社会において、こころの健康を保つためには、適度な運動と休養、バランスのとれた食生活、ストレスとの上手な付き合い方が重要です。

自殺の背景には、健康問題や経済不安、人間関係など複数の要因によるうつ状態があると指摘されています。このため、年代や性別を問わず、こころの健康づくりに取り組むことが必要です。

取り組み内容と役割

町の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 予防に関する啓発や教育の強化を図るとともに、健康相談や保健指導、訪問事業などの健康増進事業、訪問や通所による介護予防事業などの充実を推進します。 ● こころの健康づくりに関する知識の普及と相談機関の啓発を行います。また、ゲートキーパー養成講座を実施し、地域の見守りを推進します。 ● 生活習慣病を早期発見・早期治療するため、健診及び各種がん検診の受診率向上に努めます。
町の関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 介護予防事業 ◆ 自殺予防のためのゲートキーパー養成 [再掲] ◆ 健康診査関連事業・各種がん検診等健康増進事業
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康づくりとともに、仲間づくりや世代間交流など地域ぐるみの健康増進を推進します。 ● 高齢者等を取り巻く環境に適切に対応し高齢者の立場に立った健康づくりや介護予防を推進します。
社協の関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域交流サロンの開催支援 [再掲]

町民や地域みなさんに期待すること



- 日頃から自らの健康管理の意識を高め、必要に応じて相談しましょう。
- 定期的な健診で、生活習慣を改善し、生活習慣病の予防に努めましょう。
- 自分や家族、近所の人々のこころの健康に関心を持ちましょう。

3 ひとにやさしいまちづくりの推進

取り組みの趣旨

高齢者や障がい者が安心して、快適に暮らせる「まち」とは、あらゆる方にとって、安全性、利便性、快適性が確保されていることであり、多くの住民が利用する公共公益施設のバリアフリー化など、誰もが利用しやすいように配慮した施設・設備の整備を推進するため、「ユニバーサルデザイン[※]」の考えに基づいた福祉のまちづくりを推進する必要があります。

また、高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、病院や買い物、地域の集会場所などへの移動手段が重要となります。

特に、高齢者や障がい者など、公共交通機関を利用することが困難な方への利便性の高い移動手段の確保及び支援が必要となっています。

生活する上での移動手段の確保及び支援を行うとともに、地域の助け合い、支え合いによる、福祉のまちづくりの取り組みの推進が求められます。

取り組み内容と役割

町の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●「ユニバーサルデザイン」について、広報誌やホームページ、セミナーや講座の開催など、あらゆる機会を通じて啓発に努めます。 ●乗り合いタクシー等、新たな交通システムの構築を検討します。
町の関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ひとにやさしいまちづくり推進事業 ◆福祉タクシー助成事業〔再掲〕
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●「人にやさしいまちづくり」、「ユニバーサルデザイン」について、理解の促進、意識啓発に努めます。
社協の関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆移送サービスの実施 ◆キャップハンディ体験教室〔再掲〕

町民や地域のみなさんに期待すること



- ユニバーサルデザインについて理解を深めましょう。
- お互いに支え合い、助け合い、心のバリアフリーを実践しましょう。
- 車いす利用者や体の不自由な方がいたら、バス等の乗り降りや、道路の段差の乗り越え等の手助けをしましょう。

※ユニバーサルデザイン：「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などに関わらず、多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

4 防災・防犯対策の推進

取り組みの趣旨

災害時における安否確認や情報提供等が迅速かつ的確にできるよう、防災体制の充実を図り、日頃の隣近所の付き合いの中から災害時に助け合いができる仕組みの整備や、避難所での生活を総合的に支援できる体制の確保が重要となります。

また、地域社会や隣近所とのつながりや絆の希薄化が進み、子どもを狙った声かけや、高齢者を狙った特殊詐欺被害が増加し、社会的な問題となっています。凶悪化・多様化する犯罪を防ぐため、日頃からの付き合いなどを通じた地域住民のネットワークにより情報を共有し、支え合い・助け合いを強化するための検討が求められています。

取り組み内容と役割

町の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報誌やホームページなどにより、避難場所や避難経路、避難時の心構えなど防災知識の普及・啓発に努めます。 ● 避難行動要援護者名簿の整備を推進し、個人情報の取扱いに留意した適切な活用のルールを構築します。 ● 災害時に迅速かつ円滑に福祉避難所を開設・運営できるよう、関係機関との連携を図ります。 ● 高齢者や子どもなどが犯罪に巻き込まれないよう、警察をはじめ関係機関・団体と連携し、防犯活動・見守り活動を推進します。 ● 警察や交通安全協会などと連携し、定期的な交通安全運動を通じた交通ルールの啓発や反射材の普及促進を図ります。
町の関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 大槌町災害時要援護者避難支援計画の見直し ◆ 大槌町地域防災計画の見直し ◆ 福祉避難所の提携施設の拡充や運用のルールづくり ◆ 地域安全推進事業
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害等による緊急時には、要援護者の支援を行うとともに、関係機関と連携し、支援体制の充実を図ります。 ● 子どもや障がい者、高齢者など見守りが必要な方が安心して地域で生活を営めるよう、事業所や地域の協力を得ながら見守りネットワークの強化を図ります。

町民や地域のみなさんに期待すること



- 日頃から防災意識を高め、避難場所や避難経路を確認しましょう。
- 防災訓練に参加しましょう。
- 支援者として活動できるよう、日頃から近所との交流を深めましょう。
- 隣近所や周囲の人にあいさつをする習慣をつけ、日常的なふれあいをもちましょう。
- 見守ることで、自分も見守られることにつながるという、「お互い様」の意識を持ちましょう。
- 子どもには登下校の時だけでなく、いつも見守り、声かけをしましょう。
- 地域の中で心配な人がいたら、行政や専門機関に連絡しましょう。

第5章

地域福祉活動計画

社会福祉協議会の活動計画 ～地域福祉活動計画～

1 地域福祉活動計画の趣旨

(1) 地域福祉活動計画の趣旨

大槌町地域福祉活動計画は、「地域福祉推進計画」で掲げた将来像と基本理念の実現に向けて、社会福祉協議会が中核的役割を担い、地域住民、社会福祉に関する活動を行う個人や団体等、社会福祉を目的とする事業を経営する企業や団体等と協力し、民間サイドから福祉のまちづくりを進めるための活動および行動の計画として策定するものです。

2 社会福祉協議会の現状と課題

(1) 社会福祉協議会

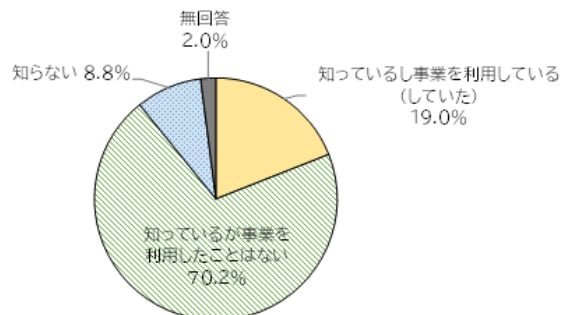
社会福祉協議会とは、誰もが安心して暮らすことのできる福祉社会の実現を目指す公共性と自主性を有する民間非営利組織であり、地域住民や民生委員・児童委員、社会福祉施設や社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育などの関係機関の参加と協力のもと、地域の福祉課題の解決に取り組み、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる福祉のまちづくりの実現をめざして幅広く事業を展開しています。

(2) 社会福祉協議会の認知度

- ▶大槌町社会福祉協議会を知っているかについては、「知っているし事業を利用している(していた)」が19.0%、「知っているが事業を利用したことはない」が70.2%、「知らない」が8.8%となっており、認知度としては約9割が知っていると回答しています。

Q. あなたは、大槌町社会福祉協議会を知っていますか。(ひとつだけ○)

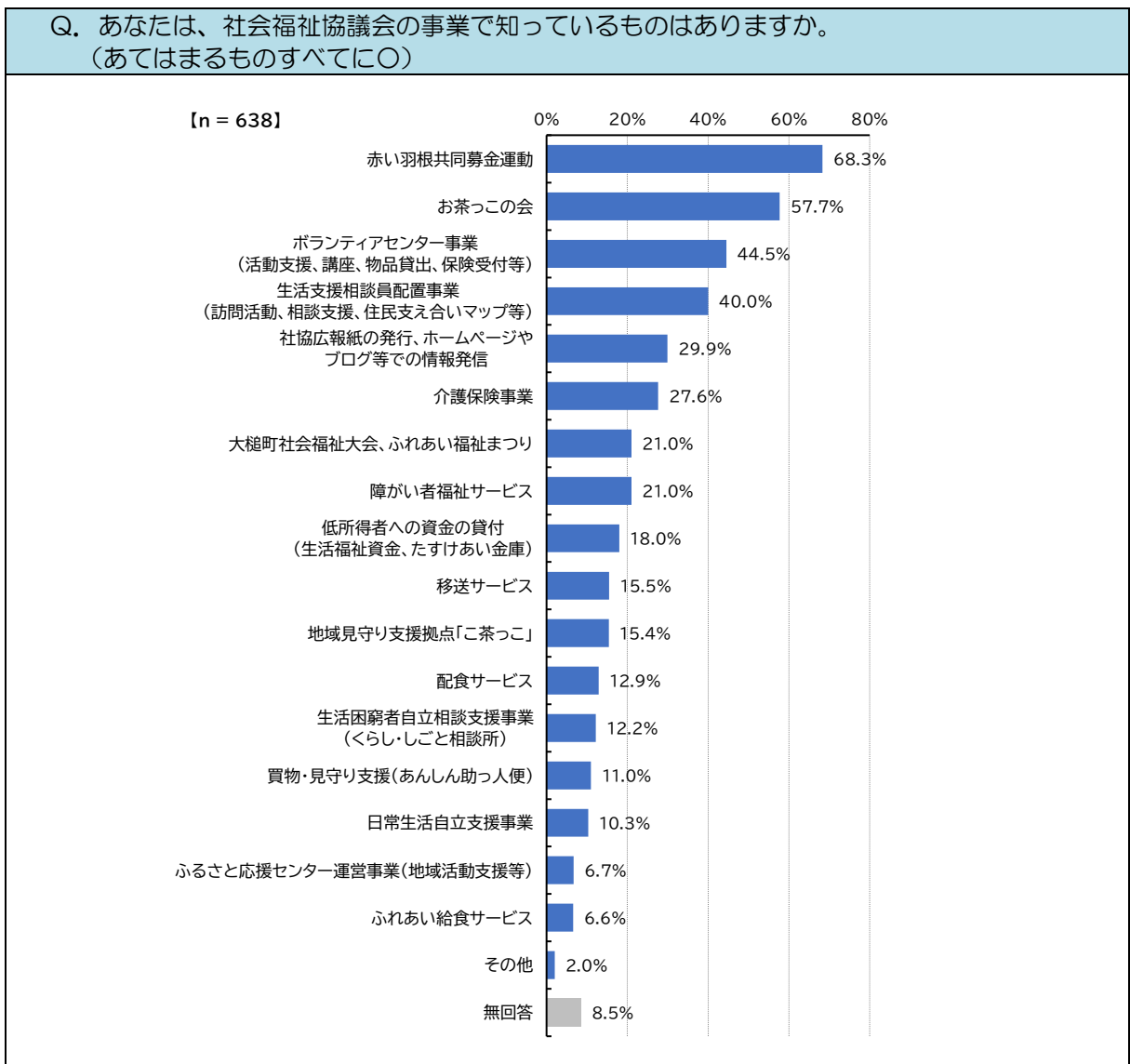
[n = 638]



(3) 社会福祉協議会の事業の認知度

▶社会福祉協議会で知っている事業は、「赤い羽根共同募金運動」が 68.3%で最も多く、以下、「お茶っこの会」が 57.7%、「ボランティアセンター事業（活動支援、講座、物品貸出、保険受付等）」が 44.5%、「生活支援相談員配置事業（訪問活動、相談支援、住民支え合いマップ等）」が 40.0%、「社協広報誌の発行、ホームページやブログ等での情報発信」が 29.9%などと続いています。

それぞれの事業について、必要とする人にしっかりと各サービスを提供できるように、事業内容も含めた認知度の向上を図ります。




3 活動計画

地域福祉計画で掲げた、基本施策に関連した各事業と今後の方向性については以下の通りとなります。

基本目標 1 地域で福祉を支える仕組みづくり

(1) 地域福祉意識の醸成

地域交流用具の貸出し事業 【独自事業】						
内容	○自治会やボランティア団体など、町内で交流イベントを実施する団体へ、物品の貸し出しを行っています。					
方向性	地域で交流事業が活発に行われるように物品を貸し出し、住民による地域づくりを支援します。					
現状	地域住民の交流や、自治会・町内会の立ち上げに資するため、地域交流用具等の貸し出しを行っています。					
目標	実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	令和3年度 40件	継続実施				
住民支え合いマップ 【独自事業】						
内容	○地域での支え合いについて関心をもってもらうきっかけ、また、日頃の見守り活動や非常時に活用してもらうことを目的として、マップづくりを行っています。地域住民が把握している情報をもとに、見守りが必要な人と社会資源などの関係性を記録します。					
方向性	地域で互助の取組みが進むよう支援するとともに、マップ作成後も更新作業などを支援します。					
現状	「地域のつながり、支え合いについて話し合う場」として開催しています。					
目標	実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	令和3年度 4か所作成	新規作成・ 随時更新				
社会福祉大会 【独自事業】						
内容	○共同募金委員会や民生委員児童委員協議会と協力して、地域福祉の充実強化に向けたさらなる協働を誓い合うとともに、多年にわたり社会福祉の向上に尽くされた方々に対して表彰し、感謝の意を表しています。					
方向性	・地域福祉の推進に町民の理解・協力を得るために、福祉関係者だけでなく、幅広い年代の町民等が参加できるように内容の充実を図ります。					
現状	隔年で開催しています。多年にわたり社会福祉の向上に尽くされた方々に対して表彰し、また、地域福祉の充実強化に向けたさらなる協働を誓い合う場として開催しています。					
目標	実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	令和3年度開催		実施		実施	

(2) 地域のふれあい、交流の推進



ふれあい福祉まつり 【独自事業】						
内容	○事業を通じて地域のつながりを再生・強化するきっかけとすることを目的に開催しています。					
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関とともに、地域のつながりを再生・強化するきっかけとして、町民が主役のまつりを企画します。 ・安定的な財源確保と、企画の段階から関係機関の協力が得られるような態勢を作ります。 					
現状	隔年での開催です。					
目標	実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	令和2年度 新型コロナウイルス 感染拡大防止の ため中止	実施		実施		実施

(3) 地域活動やボランティア活動の活性化

町民ボランティアの育成 【独自事業】						
内容	○住民の要請を受けて、ボランティア募集を行い、登録の呼びかけを行っています。町内の13団体で構成する大槌町NPO・ボランティア団体連絡協議会の事務局を担当しています。					
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・小学部の他に、中学部や高校、企業に対して、積極的に出前講座の提案を行います。 ・講座参加者などへボランティア登録の呼びかけを行い、登録者を増やして要請に柔軟に対応できる体制を整えます。 					
現状	ボランティア養成講座や研修会、出前講座などの企画・実施を行います。また、参加者などへボランティア登録の呼びかけなどを行っています。					
目標	実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	令和3年度 登録者46名	継続実施	→			
ボランティア活動の支援 【独自事業】						
内容	○定期的に町内のボランティア・NPO団体から情報収集を行い、ボランティアの募集、受入れ調整をしています。また、沿岸3市1町のボランティアセンターと情報を共有し、調整に活かしています。					
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の課題把握と受入れ調整を密にして、ボランティアが活動しやすい環境を整えます。 ・活動を通じて、町内外のボランティアが交流する機会をつくります。 					
現状	ニーズ把握と受入れ調整を密にし、ボランティアが活動しやすい環境を整えるようにしています。活動を通して、ボランティア同士の交流の機会を作るようにしています。					
目標	実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	令和3年度 13団体・93名	継続実施	→			

ボランティア保険加入推進 【独自事業】						
内容	○ボランティア活動保険や行事保険、福祉サービス総合補償などの受付を行っています。町内のボランティア人口を増やして活動を支えるために、共同募金配分金を活用し、町民のボランティア活動保険料の一部を社会福祉協議会が補助しています。					
方向性	・ボランティアが安心・安全に活動するために、あらゆる機会を捉えて広報し、ボランティア保険の加入を進めます。					
現状	安心・安全な活動のため、ボランティア活動保険や行事保険などの必要性が認知されてきています。					
目標	実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	令和3年度 94件・3,757名	継続実施 				
NPO・ボランティア団体連絡協議会の運営 【独自事業】						
内容	○平成24年7月に発足し、ボランティアセンターが事務局を担っています。毎年3月11日には「3.11集いー灯火ー」と題した追悼イベントを開催しています。社会福祉大会やふれあい福祉まつりにも参加協力しています。					
方向性	・連絡協議会を通じて、町内のNPO・ボランティア団体の連携が深まるよう支援します。 ・イベントの開催や地域活動への参加・協力をする中で、住民主体の福祉活動の推進を図ります。					
現状	イベント開催や地域活動への参加を通して、町内のNPO・ボランティア団体の連携を深めています。					
目標	実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	令和3年度 13団体	継続実施 				
ボランティア研修会 【独自事業】						
内容	○小学4年生以上の子どもと、シニア世代の大人を対象にボランティアについて学ぶ研修会を開催しています。子どもには高齢者等と世代を超えた交流の機会と、大人には生きがいと健康づくりを兼ねた企画を提供しています。					
方向性	・世代を超えた交流とふるさとを見直す機会をつくり、将来のボランティア人材を育てます。 ・シニアの力を地域で活かしてもらうため、楽しみながら無理なく続けられる活動メニューを提案します。 ・シニア世代のボランティアを養成し、活動者の登録を進めます。					
現状	町民を対象とした研修会を開催し、レクリエーション・キャップハンディ体験サポーター講習や防災など、参加者が興味を持てるメニューを提案しています。					
目標	実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	令和3年度 2回開催 41名参加	継続実施 				

(4) 地域福祉を担う人材育成

福祉協力校事業 【独自事業】						
内容	○児童・生徒の福祉への理解・関心が高まるように、町内の学校を福祉協力校として指定しています。					
方向性	・学校と連携を密にし、子どもたちがボランティア活動へ関心を持ち、参加意識が高まるように福祉教育の推進を図ります。					
現状	社会福祉協力校に指定した学校は、各校の特性を生かした活動を行っています。また、キャップハンディ体験や防災学習体験に取り組むなど、活動の幅を広げています。					
目標	実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	令和3年度 指定数：3校	継続実施 				
キャップハンディ体験教室 【独自事業】						
内容	○学校などに出向いて、子供達に実際に車椅子の操作や白杖体験をしてもらうことで「気づき」を促し、障がいへの理解を深めるための体験学習を行っています。					
方向性	・学校だけでなく、企業や団体にも体験学習の機会を提供することで、幅広い年代に障がいについての理解を深めてもらい、人にやさしいまちづくりを進めます。					
現状	障がいについての理解を深めてもらうため、学校だけでなく、事業所からの依頼に対応しています。また、キャップハンディ体験サポーターの協力も得ています。					
目標	実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	令和3年度 3回開催 146名参加	継続実施 				
出前講座 【独自事業】						
内容	○地域のサロン等に出向いて、社協の事業や赤い羽根共同募金の説明、レクリエーション指導等を行っています。					
方向性	・住民主体での活動が地域で活発に行われるよう支援します。					
現状	生活支援相談員が中心になって、お茶っこの会等に出向きレクリエーションなどを行っています。					
目標	実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	令和3年度 10回開催 193名参加	継続実施 				
ボランティア研修会 【独自事業】 ※再掲						
内容	○小学4年生以上の子どもと、シニア世代の大人を対象にボランティアについて学ぶ研修会を開催しています。子どもには高齢者等と世代を超えた交流の機会と、大人には生きがいと健康づくりを兼ねた企画を提供しています。					
方向性	・世代を超えた交流とふるさとを見直す機会をつくり、将来のボランティア人材を育てます。 ・シニアの力を地域で活かしてもらうため、楽しみながら無理なく続けられる活動メニューを提案します。 ・シニア世代のボランティアを養成し、活動者の登録を進めます。					
現状	町民を対象とした研修会を開催し、レクリエーション・キャップハンディ体験サポーター講習や防災など、参加者が興味を持てるメニューを提案しています。					
目標	実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	令和3年度 2回開催 41名参加	継続実施 				

(5) 社会参加と生きがいつくりの推進

お茶っこの会 【町および社会福祉協議会補助事業】						
内容	○地域の民生委員や自治会等が中心となり、高齢者の集まる場や機会の創出を促進し、閉じこもり予防につながる介護予防活動を実施する団体を支援しています。					
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が出かける楽しみが持てるように、歩いて行ける範囲の地区ごとに「お茶っこの会」ができるように立ち上げを支援し、活動を支えます。 ・ボランティアの派遣調整や、助成金情報の提供などを行い、運営面を支援します。 					
現状	町と社会福祉協議会の補助事業です。地域の高齢者が、生きがいと元気に暮らすきっかけを見つけ、交流することで地域への関心を高めたり、近隣での助け合いを育む地域づくりを目指しています。					
目標	実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	令和3年度 12地区・54回 1,008名参加	継続実施	→			
ふれあい昼食会 【町委託事業】						
内容	○地域の民生委員や自治会が中心となっていく、一人暮らしを対象とした昼食会を支援し、食事摂取の機会の提供や閉じこもり防止につなげています。					
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が出かける楽しみが持てるように、歩いて行ける範囲の地区ごとに「お茶っこの会」ができるように立ち上げを支援し、活動を支えます。 ・ボランティアの派遣調整や、助成金情報の提供などを行い、運営面を支援します。 					
現状	町の委託事業です。一人暮らし高齢者の食生活の改善や地域の人々とのふれあいを広げ、閉じこもり防止につなげています。「お茶っこの会」の活動とあわせて事業の推進・支援をしています。					
目標	実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	令和3年度 新型コロナウイルス 感染拡大防止の ため中止	継続実施	→			
地域交流サロン 【独自事業】						
内容	○住民同士のつながりを深め、交流の場を目指してサロンを開催してきました。住民が主体となって運営できるよう支援しています。					
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の交流を進めることで、孤立化や孤独死を未然に防ぎ、地域コミュニティの構築を支援します。 ・住民による地域づくりを支援します。 					
現状	生活支援相談員が中心となってサロン活動を行っていましたが、令和3年度をもって社会福祉協議会主催のサロンから住民主体のサロンに移行しました。その後は、住民主体のサロン立ち上げや運営についての支援を行っています。					
目標	実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	令和3年度 8回開催 48名参加	継続実施	→			

地域見守り支援拠点「こ茶っこ」 【岩手県社会福祉協議会委託事業】						
内容	○東日本大震災被災者支援の一環として、地域住民が気軽に立ち寄り、交流の場とすることで住民同士のつながりや地域コミュニティの活性化を図ることを目指しています。					
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の交流を進めることで、住民の孤立化や孤独死を未然に防ぎ、地域コミュニティの構築を支援します。 多世代交流の場として、住民が主体的に活動できるよう支援します。 					
現状	地域住民の交流の場として、住民が中心となって、ラジオ体操や趣味活動などを行っています。第2期復興・創生期間の終了である令和7年度で事業終了の予定です。					
目標	実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	令和3年度 125回開所 1,675名利用	継続実施	→			終了

基本目標 2 必要な支援を受けられる体制づくり

(1) 情報提供・総合的な相談支援体制の充実


広報等による情報発信 【独自事業】						
内容	○全世帯へ地域の福祉情報等を届けています。(『社協会報』年3回、『社協だより』年3回) ○サービス利用者や関係機関へ、定期的に事業所の活動状況をお知らせしています。(『ワークフォローおおつちだより』年3～4回発行、『おひさま便り』年3回介護事業所合同で発行)					
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 町民に親しまれる紙面づくりを心がけ、地域に密着した情報を切れ目なく発信します。 事業所から利用者・家族、近隣へ、事業所を身近な存在として認識してもらえるように、時勢に合わせた情報を分かりやすく発信します。 					
現状	ホームページやブログの更新、「社協会報」「社協だより」の発行、介護事業所及び障害サービス事業所による広報誌の発行を行っています。					
目標	実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	令和3年度 ホームページ・ ブログ更新の実施 「社協会報」 「社協だより」の 全戸配布	継続実施	→			

生活支援相談員による支援 【岩手県社会福祉協議会委託事業】						
内容	○東日本大震災被災者支援の一環として、災害公営住宅や高齢者世帯などを定期的に見守り訪問しています。住民に寄り添って傾聴をし、状況の把握に努め、関係機関につないでいます。					
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 生活に不安を抱えている人などへの相談・支援をおこない、内容によっては関係機関と連携をとりながら支援します。 相談員が問題を抱えることがないように、その都度関係機関と協議できる体制を整えていきます。 					
現状	見守り訪問を通じて、住民の状況把握に努め、関係機関につないでいます。また、生活に不安を抱えている人などの相談・支援を行い、内容によっては関係機関との連携により支援しています。第2期復興・創生期間の終了である令和7年度で事業終了の予定です。					
目標	実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	令和3年度 訪問回数 3,850回	継続実施	→			終了


(2) 福祉サービスの充実と質の向上

買物・見守り支援（あんしん助っ人便）実施 【独自事業】						
内容	○65 歳以上の高齢者世帯や障がい者世帯、外出が困難な世帯を対象に、社会福祉協議会とスーパーが連携して、安否確認を兼ねた買物支援をしています。社会福祉協議会は、注文受付と関係機関との調整、希望者への事業説明を担当しています。					
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の生活の変化に気づいた時は、関係機関へつなぎ、見守り体制を強化します。 ・支援を必要とする対象者へ、事業内容が適切に伝わるように、年度初めには支援機関などに向いて事業説明を行います。 					
現状	一人暮らし高齢者や身体障がい者世帯等の買い物困難世帯を対象に、買い物代行サービスを行っています。注文受付を通じて、利用者の生活の変化に気づいたときは、関係機関への連絡を行っています。希望する対象者だけでなく、支援機関への事業説明も行っています。					
目標	実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	令和3年度 登録者10名	継続実施				
配食サービスの実施 【町委託事業】						
内容	○65 歳以上の単身世帯や高齢者のみの世帯に対し、毎週木曜日、安否確認を兼ねた配食サービスを行っています。					
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、高齢者の心身の健康保持と、高齢者が住み慣れた家で自立した生活が送れるように支援します。 					
現状	心身の健康の保持及び介護予防、居宅での生活の自立支援を目的に実施しています。町内業者が作ったお弁当を、安否確認もかねて職員が配達しています。配達時に、利用者の変化に気づいたときは、町包括支援センターへの連絡を行っています。					
目標	実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	令和3年度 毎週木曜日 配食延べ739食	継続実施				
居宅介護支援事業 【独自事業】						
内容	○要支援または、要介護状態になった方が可能な限り在宅で自立した生活を送ることができるよう、居宅サービス計画の作成や利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援します。					
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者や家族の良き相談相手になれるように、知識向上・接遇等のスキルアップを図ります。 					
現状	介護を必要とされる方が、自宅で適切なサービスを利用できるように相談に応じながら、心身の状況や生活環境、本人・家族の希望に沿ってケアプランを作成し、サービスを提供する事業所等との連絡・調整を行っています。					
目標	実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	令和3年度利用者 延べ1,283名	継続実施				


訪問入浴介護事業 【独自事業】						
内容	○自宅の浴槽では入浴が困難な方に対し、移動入浴車で浴槽を自宅に持込み、お部屋にしながら入浴できるよう支援しています。					
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の身体の清潔保持、心身機能回復を図ります。 ・家族の介護負担の軽減に努めます。 					
現状	介護を必要とする方が、自宅で入浴できるように、体温・血圧・脈拍等の測定や更衣の介護、利用者の体調に応じて入浴・清拭を行っています。					
目標	実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	令和3年度利用者 延べ86名	継続実施 				
訪問介護事業 【独自事業】						
内容	○訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの介護（身体介護）や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活の支援（生活援助）をします。					
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた家で生活できるように支援します。 ・介護保険サービスでは対応できない利用者に対し、保険外サービスでの支援も行います。 					
現状	利用者の心身の状況に応じ、食事・排泄・入浴といった身体介護や調理・洗濯・掃除などの生活援助のサービスを提供しています。					
目標	実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	令和3年度利用者 延べ581名	継続実施 				
通所介護事業 【独自事業】						
内容	○要介護、要支援認定を受けた利用者を車で送迎し、日帰りの介護サービス（入浴・食事・トイレ介助など）とレク活動を提供しています。					
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた家で生活できるように支援します。 ・家族の介護負担の軽減を図ります。 					
現状	利用者の心身の状況に応じ、日帰りで食事や入浴などの介護サービスを提供しています。					
目標	実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	令和3年度利用者 延べ594名	継続実施 				
小規模多機能型居宅介護事業 【独自事業】						
内容	○利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心に、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組合せ、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで日常生活上の支援を行います。					
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた家で生活できるように支援します。 ・地域にとけ込んだ施設になるように、地域との交流を進めます。 ・家族の介護負担の軽減を図ります。 					
現状	利用者の心身の状況に応じ、「通い」を中心に、本人・家族の希望により「宿泊」や「訪問」のサービスを組み合わせて提供しています。令和2年4月から1事業所増え、2つの事業所でサービスを提供しています。					
目標	実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	平成3年度利用者 ・ほっとおおつち 延べ263名 ・ハイス こづち 延べ226名	継続実施 				



障がい者就労継続支援事業（B型非雇用型） 【独自事業】						
内容	○障がい者自立支援法に基づく通所施設です。障がいの種別に関係なく、一般就労が困難な人に働く場を提供するとともに、その能力に応じた必要な訓練や創作活動などの日中活動の場を提供しています。利用者と雇用契約は結びませんが、生産活動に応じた工賃を支払います。					
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が休まず通所できるように、関係機関と連携し支援します。 ・地域にとけ込んだ施設になるように、地域との交流を進めます。 					
現状	利用者の心身の状況に応じ、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練などのサービスを提供しています。					
目標	実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	令和3年度利用者延べ208名	継続実施				

（3）権利擁護の推進

日常生活自立支援事業 【岩手県社会福祉協議会委託事業】						
内容	○判断能力が十分でないために、適切なサービスの提供を受けられない方に対して、自立した生活を送れるよう、釜石市社会福祉協議会と連携して福祉サービスの利用援助や金銭管理を支援しています。					
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者と、専門員を中心とした関係者間の連絡・調整等を確実にを行い、利用者が自立した生活を送れるよう支援します。 					
現状	基幹社会福祉協議会である釜石市社会福祉協議会と連携しながら、利用者と専門員を中心とした関係者との連絡・調整を行い、福祉サービスの利用援助や金銭管理を支援しています。					
目標	実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	令和3年度利用者16名	継続実施				




（4）生活困窮者自立支援対策の推進

生活困窮者自立相談支援事業 【岩手県委託事業】						
内容	○生活全般にわたる困り事や不安を抱えている方に対し、県（沿岸広域振興局保健福祉環境部）からの委託を受けて支援しています。					
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・県や関係機関と連携し、複合的な問題を抱える方へ自立に向けた支援を行います。 					
現状	相談者の悩みや心配ごとを、相談支援員と一緒に整理し、課題を解決するためのプランをつくり、生活の安定・自立を目指してサポートしています。					
目標	実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	令和3年度相談件数 42件 プラン作成 41件	継続実施				

たすけあい金庫貸付事業 【独自事業】						
内容	○生活費や医療費等の支払いに一時的に困窮している世帯に対し、生活の安定を図ることを目的に5万円を上限に貸付を行っています。					
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 相談者が抱える課題を整理し、関係機関と連携して自立に向けた支援を行います。 遅延者に対しては、毎月電話で状況確認を行い、償還に向けた働きかけをします。 					
現状	相談者の抱える問題を整理し、資金の貸付を行うことで、生活の安定を図ることを目的としています。					
目標	実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	令和3年度 8件	継続実施 				
生活福祉資金貸付事業 【岩手県社会福祉協議会委託事業】						
内容	○他の貸付制度が利用できない、低所得世帯や障がい者世帯などの経済的自立と生活の安定を目指し、生活支援をもとに無利子や低利子で資金貸付を行っています。					
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 中学や高校を通じてパンフレットを配布する等、幅広い年代へ事業の周知を図ります。 相談者が抱える課題を整理し、関係機関と連携して自立に向けた支援を行います。 関係機関と情報共有を図りながら、生活困窮者自立支援制度を組み合わせた支援を展開します。 					
現状	相談者の抱える問題を整理し、資金の貸付を行うことで経済的自立と生活の安定を図ることを目的としています。生活困窮者自立支援事業と連携し、関係機関と情報共有を図りながら支援を行っています。					
目標	実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	令和3年度 23件	継続実施 				

基本目標 3 安全・安心に暮らせる地域づくり

(1) 地域福祉のネットワーク強化

広報等による情報発信 【独自事業】※再掲						
内容	○全世帯へ地域の福祉情報等を届けています。(『社協会報』年3回、『社協だより』年3回) ○サービス利用者や関係機関へ、定期的に事業所の活動状況をお知らせしています。(『ワークフォローおおつちだより』年3～4回発行、『おひさま便り』年3回介護事業所合同で発行)					
方向性	・町民に親しまれる紙面づくりを心がけ、地域に密着した情報を切れ目なく発信します。 ・事業所から利用者・家族、近隣へ、事業所を身近な存在として認識してもらえるように、時勢に合わせた情報を分かりやすく発信します。					
現状	ホームページやブログの更新、「社協会報」「社協だより」の発行、介護事業所及び障害サービス事業所による広報誌の発行を行っています。					
目標	実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	令和3年度 ホームページ・ ブログ更新の実施 「社協会報」 「社協だより」の 全戸配布	継続実施				
生活支援相談員による支援 【岩手県社会福祉協議会委託事業】※再掲						
内容	○東日本大震災被災者支援の一環として、災害公営住宅や高齢者世帯などを定期的に見守り訪問しています。住民に寄り添って傾聴をし、状況の把握に努め、関係機関につないでいます。					
方向性	・生活に不安を抱えている人などへの相談・支援をおこない、内容によっては関係機関と連携をとりながら支援します。 ・相談員が問題を抱えることがないように、その都度関係機関と協議できる体制を整えていきます。					
現状	見守り訪問を通じて、住民の状況把握に努め、関係機関につないでいます。また、生活に不安を抱えている人などの相談・支援を行い、内容によっては関係機関との連携により支援しています。第2期復興・創生期間の終了である令和7年度で事業終了の予定です。					
目標	実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	令和3年度 訪問回数 3,850回	継続実施			終了	
コミュニティソーシャルワーカーの配置 【独自事業】						
内容	○誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするために、地域の生活課題を住民と共有し、一緒に解決する仕組みをつくり、制度の狭間で課題の解決ができない方に対して、社会資源の開発やコーディネートを行える人材を育てます。					
方向性	・住民同士の支え合いの活動支援のほか、セーフティネットの体制づくりなど、地域福祉の計画的な推進を図るため、関係機関・団体などに働きかけます。					
現状	「コミュニティソーシャルワーカー養成研修会」修了者は、所属部署・業務もさまざまですが、研修で得たものを業務に生かしています。					
目標	実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	令和3年度 1名受講 12名在籍	継続実施				

(2) 健康づくりの推進

地域交流サロン 【独自事業】 ※再掲						
内容	○住民同士のつながりを深め、サロン活動でのレクリエーションなどを通して体力の維持向上をにつなげてきました。住民が主体となって運営できるよう支援しています。					
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 住民の交流を進めることで、孤立化や孤独死を未然に防ぎ、レクリエーションなどにより体力の維持向上につなげます。 住民による地域づくりを支援します。 					
現状	生活支援相談員が中心となってサロン活動を行ってきましたが、令和3年度をもって社会福祉協議会主催のサロンから住民主体のサロンに移行しました。その後は、住民主体のサロン立ち上げや運営についての支援を行っています。					
目標	実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	令和3年度 8回開催 48名参加	継続実施	→			

(3) ひとにやさしいまちづくりの推進

移送サービスの実施 【独自事業】						
内容	○移動する時に、常に車椅子の利用が必要な高齢者や身体障がい者を対象に、有償で釜石～大槌間の通院や施設入退所時の移送を行っています。					
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 運転従事者の健康チェックや避難訓練を実施し、利用者の安心・安全に留意して運行します。 非常時の備えを万全にし、利用者や運転従事者の安全を確保する体制を整えます。 					
現状	町内や釜石～大槌間の通院等の移送を行っています。運転従事者の健康チェックや避難訓練を行い、利用者の安心・安全に留意して運行しています。職員が業務を調整し運転に従事しています。					
目標	実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	令和3年度 登録者10名 運行回数65回	継続実施	→			
キャップハンディ体験教室 【独自事業】 ※再掲						
内容	○学校などに出向いて、子供達に実際に車椅子の操作や白杖体験をしてもらうことで「気づき」を促し、障がいへの理解を深めるための体験学習を行っています。					
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 学校だけでなく、企業や団体にも体験学習の機会を提供することで、幅広い年代に障がいについての理解を深めてもらい、人にやさしいまちづくりを進めます。 					
現状	障がいについての理解を深めてもらうため、学校だけでなく、事業所からの依頼に対応しています。また、キャップハンディ体験サポーターの協力も得ています。					
目標	実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	令和3年度 3回開催 146名参加	継続実施	→			

4 地域福祉を推進するための基盤整備

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づく大槌町唯一の町全体を活動範囲とする団体として、一般の社会福祉法人とは異なる幅広い役割が期待されています。

社会福祉協議会の役割・使命を明確にし、事業を推進していくための体制づくりと、町民の認知度や理解度を一層高めるため、活動の見える化と情報提供を行います。

また、地域福祉を推進する基盤整備として、積極的に助成金や補助事業、委託事業などの財源を確保し活動に取り組み、身近で頼られる社会福祉協議会を目指します。

(1) 基盤整備のための取り組み

事務局組織体制の連携強化	
内容	総務課・業務課の2課体制で運営しており、毎月の事業連絡会等において各部署間の情報共有と連携を図っています。地域福祉の向上、地域課題の解決のため、職員の資質向上をめざした研修機会の提供と充実を図っています。
方向性	地域福祉の向上を図り、また、担い手としての役割と期待に応えるために、活動を将来的にも可能とする組織体制を構築します。正職員が少ない構成となっていますが、地域福祉の推進を担う役割を果たすため、将来を見据えた体制整備に取り組みます。
財政基盤の充実	
内容	社会福祉協議会の財源には、町補助金・町委託料のほか、地域福祉活動財源としての会費や寄附金、介護保険や障がいサービス事業をはじめとする事業収入、共同募金配分金などがあります。 また、活動を支える財政基盤については、法的な裏付けはなく、自主財源としての会費の納入についても行政連絡員・自治会等に協力いただいております。介護保険や障がいサービス事業の収益に依存している状況です。
方向性	必要な事業を見極め、予算配分の重点化などの取り組みを行います。自主財源を確保するための取り組みの中で、積極的に助成金の活用に取り組み、新たな委託事業や補助事業などの実施につなげます。
基金運用の効率化	
内容	福祉活動事業の財源確保と財政安定を図るため、まごころ福祉基金を設置しています。基金から生じた収益は、福祉事業の経費に充てられています。
方向性	今後も広く町民から寄附金を募りながら基金を運用し、その運用益を社会福祉活動に活用します。
理事会・評議会の運営	
内容	理事会（年3～4回）、評議員会（年3～4回）を開催し、運営状況や地域課題等の情報共有を図りながら、事業運営を行っています。
方向性	事業の運営に町民からの意見を広く反映しながら、運営の活性化・地域の福祉課題の解決に努めていきます。

監査の定期的実施	
内容	年4回監査会を開催し、業務執行状況・財産状況等の監査を実施しています。
方向性	定款等により、業務執行状況・財産状況等の監査を定期的を実施します。
会員加入運動の推進	
内容	社会福祉協議会では会員として、一般会員、賛助会員、特別会員、団体会員等を設けています。地域福祉活動は「住民参加」を基本としています。「全戸加入運動」により会費を納入することで会員となり、地域福祉向上のための担い手になっていただきたいと思います。会費は、活動の推進に役立てています。
方向性	町民の多くは、会員としての意識はあまり高くありません。会費納入の向上にむけて、会費がどのように使われているかを含めた広報活動に力を入れていきます。
共同募金委員会の運営	
内容	地域福祉活動に活用するため、赤い羽根共同募金運動として、戸別募金・職域募金・街頭募金・学校募金・法人募金など各種募金運動を行っています。社会福祉協議会が事務局を担っています。
方向性	赤い羽根共同募金のしくみや使われ方を、募金者に分かりやすく伝えることにより、意識の向上を図ります。共同募金紙芝居の活用、企業や学校への積極的な働きかけなどの取り組みを実施します。
民生委員児童委員協議会の運営	
内容	民生委員・児童委員は、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めています。民生委員児童委員協議会は、個々の委員活動を支える役割を果たすため、会員である民生委員・児童委員向けの研修や課題別の部会活動により、委員の資質向上を図っています。社会福祉協議会が事務局を担っています。
方向性	委員全員を対象とした「全体会」、地区ごとの委員を対象とした「地区定例会」の開催を通し、委員同士の連携を図るとともに、困難な課題を抱える世帯への支援の方法など地域の課題解決に向けた取り組みを進めます。民生児童委員OB会や関係機関などと連携を図りながら、地域の一員として相談援助活動・地域福祉活動を推進していきます。
関係機関及び団体との連携強化	
内容	各種福祉団体や各サービス事業所、関係機関との連携・情報交換等を行っています。福祉関係者、民間の福祉サービス提供事業所、福祉や保健等の関係団体や行政機関と協働、協力を得ながら地域福祉活動を推進しています。
方向性	今後も引き続き、さらなる情報交換や意見交換を行い、福祉関係者、関係機関・団体、行政機関と協働、連携を図りながら、積極的に地域福祉活動を推進していきます。

第6章

計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

地域福祉の主役は、全ての町民です。町民と行政及び社会福祉協議会、そして地域で活動する町内会（自治会）、民生委員児童委員、ボランティア団体、社会福祉法人、NPO、事業者などのさまざまな団体が地域福祉の担い手となり、協働して取り組んでいく必要があります。

そこで、それぞれ期待する役割を以下に記します。

（1）町民の役割

町民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。

今後は、地域福祉の担い手として、福祉施策への意見を表明したり、自らがボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に参加したりするなどの役割が期待されます。

（2）町内会（自治会）の役割

町内会（自治会）は、町民にとって最も身近な存在として、地域での支え合いの意識の高揚を図るとともに、町民と行政の共創に参画する一員としての役割を果たすことが期待されます。

（3）民生委員児童委員の役割

民生委員児童委員は、町民と関係機関をつなぐ役割を担っており、福祉サービスの狭間にある人や福祉サービスを利用したがない人への対応などで、近年はその役割がさらに大きくなっています。

また、現在の公的な制度や施策だけでは解決できない不安や孤独、孤立、ひきこもりなどの心の問題を抱えた人たちの発見や信頼関係を築きながらの身近な相談・援助も期待されています。

（4）地域の活動団体の役割

地域の活動団体は、地域の保健や福祉についてのニーズに対して、今まで培った経験や技術・知識を活かした地域への貢献や活躍が期待されます。

（5）福祉サービス事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。

また、地域福祉のニーズに基づく新たなサービスや、町民の福祉への参加の支援、福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

(6) 社会福祉協議会の役割

平成 12 年の社会福祉法の改正において、社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う中心的な団体として明確に位置づけられました。

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、普及、助成など、地域に密着しながら、さまざまな事業を行っています。

本計画の基本理念及び基本目標を達成するために、地域福祉活動への町民参加をはじめ、計画のそれぞれの分野で大きな役割を担うことが期待されています。

(7) 行政の役割

地域福祉の推進にあたっては、行政は町民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。

そのため、地域福祉を推進する関係機関・団体などの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、町民ニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

さらに、地域福祉への町民参加の拡充に努めるとともに、総合相談体制や地域福祉活動拠点の整備支援、情報提供の充実などを推進します。

2 進行管理

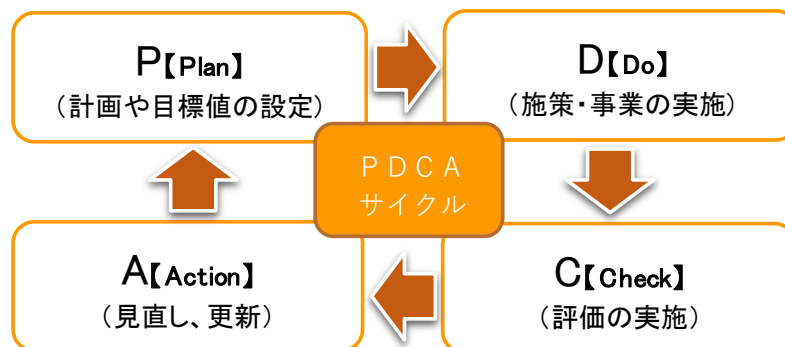
(1) 施策・事業の点検と改善

計画期間中は、町と社会福祉協議会が中心となり、庁内関係各課をはじめ各種団体・関係機関などと連携して施策・事業の実施状況を点検するとともに、内容や実施方法等について改善を図ります。

(2) 計画の評価と見直し

本計画は、令和4年度を初年度とする5か年の計画であることから、最終年度である令和8年度には最終評価と見直しを行います。施策・事業の有効性について、検証・評価・見直しを行い、次期計画の策定へとつなげていきます。

■進行管理のPDCAサイクルのイメージ



計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）を確立させることも、本計画における目標の1つです。

資料編

1 地域福祉推進計画策定委員会設置要綱

大槌町地域福祉推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき策定する、大槌町地域福祉計画及び大槌町社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画により構成する大槌町地域福祉推進計画を策定するため、大槌町及び社会福祉協議会の公民協働で構成する大槌町地域福祉推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に定める事項を所掌する。

- (1) 地域福祉推進計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉推進計画についての調査、研究及び提言に関すること。
- (3) 地域福祉計画の見直しに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本要綱に定める目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、10名以内とする。

2 委員は、学職経験者その他町長及び町社会福祉協議会会長が適当と認める者のうちから委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員会委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し会議の議長となる

- 2 会長が必要と認めたときは、委員会委員以外の者に会議の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課及び大槌町社会福祉協議会において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される委員会は、第6条の規定にかかわらず、町長及び町社会福祉協議会会長が招集する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年10月22日から適用する。

2 策定委員名簿

No.	氏名	活動分野	団体名	委員会 役職
1	阿部 義晴	地域	臼沢自治会 会長	
2	佐々木 幸男	〃	越郷会 会長	
3	芳賀 光	児童	大槌町 PTA 連合会 副会長	
4	近藤 欣彌	民生委員	大槌町民生委員児童委員協議会 会長	会長
5	小岩 寛	障がい者	大槌町身体障害者福祉協議会 理事	
6	木村里美	商工業	大槌商工会 女性部長	
7	小國 忠義	高齢者	大槌町老人クラブ連合会 会長	
8	古舘 和子	女性	大槌町連合婦人会 会長	
9	岩崎 松生	地域福祉	大槌町社会福祉協議会 理事	
10	多田 左衛子	ボランティア	大槌町 NPO・ボランティア団体連絡協議会 会長	副会長

大槌町地域福祉推進計画

—地域福祉計画・地域福祉活動計画—

発行 大槌町・大槌町社会福祉協議会

大槌町健康福祉課

〒028-1192

岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号

☎0193-42-8715

大槌町社会福祉協議会

〒028-1112

岩手県上閉伊郡大槌町大町9番50号

☎0193-41-1511
